

令和5年度 第2回 市川市自立支援協議会 次第

1 日時

令和5年11月20日(月) 9時30分から11時30分まで(予定)

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1・2集会室

3 議題

議題	資料	ページ	目安
(1) 連絡・報告事項 ① 障害者週間について ② 第5次いちかわハートフルプラン策定の進捗状況について ③ 市川で〈参加支援〉を考える「第1回場づくり会議」の内容について	① 案内チラシ ② (参考) 市 Web サイト	3 4	25分
(2) 各部会等の状況について ① 相談支援部会 ② 生活支援部会 ③ 就労支援部会 ④ こども部会 ⑤ 障害者団体連絡会	① 開催概要 ② 開催概要等 ③ 開催概要 ④ 開催概要 ⑤ 概要資料	6 9 46 47 49	45分
(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に対する評価、要望、助言等について ① ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町 ② Beans 本八幡	① 評価・報告シート ② 評価・報告シート ③ (参考) 共同生活援助について ④ (参考) 市川市における手続の流れ ⑤ (参考) 千葉県条例の抜粋	別冊 別冊 50 53 別冊	45分

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	社会福祉法人一路会 (がじゅまる+)	相談支援事業者
2	長坂 昌宗	ながさか よしもと	特定非営利活動法人ほっとハート (基幹相談支援センターえくる)	相談支援事業者
3	石原 めぐみ	いしはら めぐみ	社会福祉法人サンワーク (サンワーク相談支援事業所)	相談支援事業者
4	岡部 元輝	おかべ もとき	社会福祉法人いちばん星 (いちばん星相談支援事業所)	相談支援事業者
5	佐藤 京子	さとう きょうこ	特定非営利活動法人ほっとハート (ほっとハート相談支援事業所リンク)	相談支援事業者
6	圓山 祐生	まるやま ゆうき	社会福祉法人佑啓会 (市川市そよかぜキッズ)	相談支援事業者
7	水野 庸子	みずの ようこ	一般財団法人市川市福祉公社 (一般財団法人市川市福祉公社)	サービス事業者 (訪問系)
8	森田 美智子	もりた みちこ	社会福祉法人いちばん星	サービス事業者 (日中活動系)
9	岩崎 淳	いわさき じゅん	社会福祉法人一路会 (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者 (居住系)
10	磯部 利江子	いそべ りえこ	社会福祉法人一路会 (かしわい苑)	サービス事業者 (地域生活支援事業)
11	永井 洋至	ながい ようし	アクトレゾナンス合同会社	サービス事業者 (地域生活支援事業)
12	西村 拓士	にしむら たくじ	特定非営利活動法人いちされん (市川市障がい者就労支援センターアクセス、 障害者就業・生活支援センターいちされん)	就労支援関係者
13	藤田 敏之	ふじた としゆき	社会福祉法人サンワーク (サンワークL事業所ぱれっと)	就労支援関係者
14	久保 好子	くぼ よしこ	障害者団体連絡会 (市川市視覚障害者福祉会)	障がい者団体
15	植野 圭哉	うえの けいや	障害者団体連絡会 (市川市ろう者協会)	障がい者団体
16	山本 邦昭	やまもと くにあき	障害者団体連絡会 (そよかぜの会)	障がい者団体
17	田上 昌宏	たがみ まさひろ	障害者団体連絡会 (市川手をつなぐ親の会)	障がい者団体
18	谷藤 利子	たにふじ としこ	障害者団体連絡会 (心の健康を守る会家族会 松の木会)	障がい者団体
19	小泉 好子	こいずみ よしこ	障害者団体連絡会 (千葉発達障害児・者親の会「コスモ」)	障がい者団体
20	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
21	松永 義昭	まつなが よしあき	市川市民生委員児童委員協議会	権利擁護・地域福祉関係者
22	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
23	千葉 千江	ちば ちえ	須和田の丘支援学校	障がい児支援関係者
24	杉浦 望	すぎうら のぞみ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
25	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

誰一人取り残さない社会を目指して

# 1♡あいフェスタ 2023

## 市川市障害者週間イベント



### 今年のテーマは「ユニバーサルデザイン」

毎年12月3日から9日の「障害者週間」にあわせて、障がいのある方の福祉についての理解と関心を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした市川市のイベントです。

#### ☆福祉の店&お楽しみワークショップ☆

日時：12月3日(日)10時～16時

会場：ニッケコルトンプラザ ウェストコート

障がい者施設で製作されたさまざまな商品を展示・販売します。

また、手作り体験のできるワークショップも同時開催！ぜひ、お出かけください！

#### ☆1♡1 (あいわん) グランプリ&ユニバーサル図書展示☆

日時：12月4日(月)～8日(金)9時～17時

(最終日のみ15時まで)

会場：市川市役所第1庁舎ファンクションルーム

障がいのある方の「手作り」「写真」作品に投票してグランプリを決定するコンテストと、障がいのあるなしにかかわらず誰でも楽しめる「ユニバーサル図書」の展示を行います。ぜひ、ごらんください！

主催：市川市 問合せ：市川市障がい者支援課 電話047-712-8516

#### ☆市公式Webサイト☆

動画コンテンツ



オリジナル楽曲「あいフェスのテーマ」ダンス動画など、楽しい動画を公開。

福祉の店

障がい者施設で製作した商品を掲載しています。リンク先で購入もできます。

市内障がい者・児施設マップ

市内の障がい者・児通所施設を紹介。

#### ☆連動企画(市後援行事)☆

重心サポート「マナフェス2023」

12月2日(土)10時～15時

@千葉商科大学

いちばん星まつり

12月8日(金)10時～17時

12月9日(土)10時～15時

@ニッケコルトンプラザ コルトンホール



[ホーム](#) > [市政](#) > [政策・計画](#) > [審議会](#) > 市川市社会福祉審議会

更新日：2023年10月27日

# 市川市社会福祉審議会

## 概要

### 【任務】

市川市社会福祉審議会は、高齢者福祉、障がい者福祉、地域福祉などの社会福祉に関する事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することを目的に設置された常設の附属機関です。

なお、各専門分科会の開催状況については、以下のリンクをご覧ください。

- [地域福祉専門分科会](#)
- [高齢者福祉専門分科会](#)
- [障がい者福祉専門分科会](#)

### 【根拠法令】

[市川市社会福祉審議会条例 \(PDF633KB\)](#)

### 【設置年月日】

平成17年7月1日

## 委員名簿

【人数】 18人

【任期】 2年

【会長】 岸田 宏司

[委員名簿 \(PDF73.8KB\)](#)

[専門分科会委員名簿 \(PDF118KB\)](#)

## 会議開催のお知らせ

会議名称	市川市社会福祉審議会
開催日時	—
開催場所	—

## 開催状況

冊子等は、開催年度の翌年度まで市政情報センター、中央図書館、行徳図書館、大野公民館及び男女共同参画センターにおいて閲覧することができます。

- [令和5年度](#)
- [令和4年度](#)
- [令和3年度](#)
- [令和2年度](#)



[ホーム](#) > [暮らし](#) > [高齢者・介護](#) > [福祉](#) > [市川市障がい者福祉専門分科会](#)

更新日：2023年10月23日

## 市川市障がい者福祉専門分科会

### 概要

市川市社会福祉審議会条例第7条に基づき、専門の事項を調査審議するために、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の3つの専門分科会を設置しています。

根拠法令や委員名簿等については、[市川市社会福祉審議会のトップページ](#)をご覧ください。

### 開催状況

【令和5年度】

回数	開催日	資料
第2回	令和5年9月28日(木曜)	<a href="#">次第 (PDF155KB)</a> <a href="#">資料 (第5次いちかわハートフルプラン案) (PDF2,900KB)</a> <a href="#">資料 (障がい者福祉専門分科会や市川市自立支援協議会からこれまでいただいた質問・意見) (PDF593KB)</a> <a href="#">資料 (前回からの主な変更点) (PDF449KB)</a> <a href="#">会議録 (PDF568KB)</a>
第1回	令和5年8月7日(月曜)	<a href="#">次第 (PDF156KB)</a> <a href="#">資料 (第5次いちかわハートフルプラン案) (PDF2,409KB)</a> <a href="#">会議録 (PDF569KB)</a>

【令和4年度】

開催なし

【令和3年度】

開催なし

【令和2年度】

回数	開催日	資料
第2回	令和2年10月9日(金曜)	<a href="#">会議概要(107KB)</a>  資料1 <a href="#">次第(149KB)</a> 資料2 <a href="#">第4次いちかわハートフルプラン案(2670KB)</a> 資料3 <a href="#">令和2年度市川市社会福祉審議会第1回障がい者福祉専門分科会・令和2年度第1回市川市自立支援協議会 質疑応答概要(178KB)</a>  <a href="#">会議録 (350KB)</a>
第1回	令和2年8月7日(金曜)	<a href="#">会議概要(PDF58kb)</a>  会議資料 資料1 <a href="#">次第(151kb)</a> 資料2 <a href="#">第4次いちかわハートフルプラン (案) (PDF2,610kb)</a> 資料3 <a href="#">第4次いちかわハートフルプラン策定スケジュール表(PDF84kb)</a>  <a href="#">会議録 (PDF367KB)</a>

【令和元年度】

開催なし

## 相談支援部会 開催概要

### 0 開催概要

R5年度 第3回 9月14日(木)

部会開催 10:00~11:50

### 1 課題・問題意識

#### ① Is-net より

##### ・事業所ツアー

⇒中核地域生活支援センターくらっち、グループホーム Beans 本八幡を見学

##### ・相談支援従事者現任研修

⇒えくるより受講生の実地研修（GSVの実施）の受け入れに対し、主任相談支援専門員だけでなく、IS-netの幹事への協力依頼あり

##### ・第5次いちかわハートフルプラン（案）について

#### ●これまで IS-net から相談支援部会に課題として挙げてきたこと

⇒移動支援の事業所の少なさ（利用の要件や他市と比較し報酬単価が低いことが課題）

⇒強度行動障害の方への支援（暮らしの場支援会議などへの予算確保の必要性があり、また、行動援護を実施する事業所が少ない）

⇒学校との連携（学校関係者の福祉サービスへの理解を深めるための取り組みが必要）  
上記について、課題としての記載はあるが、施策として挙げられていない

#### ●相談支援体制について

まずはえくるの人員拡充を目指していくとの内容だが、同時に相談支援事業所も増やしていかないと間口を広げただけで出口がなく、結局のところケースが滞留してしまうのではないかと。えくるから相談支援事業所につなげていくことが必要。

#### ② 権利擁護連絡会より

##### ・定例会より

⇒10/3 家族会主催「成年後見制度を基礎から学ぶ」についての検討

⇒11/29「後見セミナー」についての検討

⇒家族会作成「障がいのある人と成年後見～家族の思いを伝える～」改訂版の作成

##### ・市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議の報告

⇒市川市成年後見制度利用促進基本計画について、後見センター（中核機関）の活動について、成年後見制度利用促進体制整備の取り組みについて

#### ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業より

##### ・実務者会議より

実際に緊急ショートステイを利用したケースをもとに課題や必要な連携等の協議を行った  
⇒計画相談支援視点

・お金がなくてSSの利用が出来ない場合もあり、お金より命を大事に出来る支援

- ・緊急時の SS を探しの相談支援専門員の負担
- ・SS 側の受け入れ体制が早く、利用中の対応も手厚かった

⇒SS 視点

- ・金銭的な理由により、安全や安定の保証がない自宅へ戻ることとなり、支援が必要だが、続けられない苦しさ
- ・受け入れが遅い時間だと、他機関から十分な情報が集まらないままの宿泊になる
- ・緊急 SS のケースに業務の手が取られ、GH 入居者への支援に影響が出る恐れ

⇒まとめ

- ・利用者の金銭的負担
- ・相談支援専門員の負担（加算等で報酬が入るといい）
- ・SS の負担（SS の思いだけに頼らず、必要な連携体制）

#### 病院スタッフ施設見学

⇒法人概要の説明に加え、サンワーク内の事業所（通所 5 事業所と GH）を見学に案内

Dr 4 名 Ns 3 名 SW 2 名 の参加

## 2 短期的目標

地域課題が山積しているが、相談支援部会として改めて何に取り組んでいくか目標設定をする

## 3 中・長期的目標

相談支援事業所および相談支援専門員の体制作りや、人材育成および質の担保・向上  
市川市地域全体における相談支援体制の仕組み作り

## 4 上記 1 を裏付けるデータ

## 5 上記 1 に対する方策・取組

各関連会議を主体として、各種研修会等を実施

## 6 取組の成果

相談支援部会において、関連会議からの報告の場において書面および口頭にて、報告がなされている（市としてはえるの人員拡充を目指していくとの一定の方向が打ち出されている）

## 7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

地域課題があげられているが、優先順位を付け、どの課題に取り組んでいくべきか一定の方向性を示す

## 8 その他

9/14 の部会にて、「第 5 次いちかわハートフルプラン（案）」について意見を出し合った

## 9 関連会議の開催概要

### 9-1 Is-net

9月5日 幹事会

9月21日 事業所ツアー

---

**9-2 障害者権利擁護連絡会**

---

9月1日 定例会

7月31日 市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議

---

**9-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業**

---

8月29日 実務者会議

「精神障害者が利用出来る短期入所および市川市地域生活支援拠点等事業との連携」

## 生活支援部会 開催概要

I 部会開催概要及び部会における課題と課題の対する取り組み状況	
原則開催日	奇数月 第2火曜日 10時30分～12時30分 大洲ふれあいセンター2階集会室
幹事会	偶数月 日時は都度調整
第1回部会	5月9日 (前回報告済)
第2回部会	7月11日 (前回報告済)
<b>第3回部会 9月12日</b>	
①日中支援サービス型共同生活援助事業所〈評価〉2回目 7月11日部会 ・ビーハック市川奉免町(忍足美保氏・小野浩嗣氏) 説明・質疑・意見交換 ・Beans 本八幡(寒竹真也氏・福嶋美宏氏) 説明・質疑・意見交換 上記、評価(案)を受けて、各委員から、さらに意見交換	
②第1回自立支援協議会本会(8月21日)報告 ・自立支援協議会の役割について(共有) 市川よりそい支援事業について(共有) ・基幹相談支援センター運営協議会報告(新たに求められる役割などについて共有) ・第5次いちかわハートフルプラン(案)について →各部会で課題共有を行っているので、再度、施策の方向性や方策など点検するべし。	
③各関連会議より報告	
<b>第4回部会 11月14日</b>	
①日中支援サービス型共同生活援助事業所〈評価〉について (報告) ・Beans本八幡(評価案):ボランティア導入等について確認後、本会提出 ・ビーハック市川奉免:改善計画や状況を確認後の再提出について ・次年度以降の評価体制について、意見交換	
②関連会議報告	
③重症心身障がい者・医療的ケア児・者対象:ニーズ調査結果報告	
③地域生活支援拠点事業報告 ④ソナエプロジェクト報告 ⑤いちかわつながり交流研修報告	
<b>1 課題</b>	
①人材育成・定着 → 支援力向上の手立て ②人材不足と確保 → 担い手不足の手立て	
<b>2 短期目標</b>	
連携強化→共通目標として、各関連会議においても意図 共通目標:顔が見える関係性(繋がり)を構築 → 支援力向上へ	
<b>3 中長期目標</b>	
・市川市における福祉人材確保に関する具体的取組みの検討と協議 ・圏域外からの福祉人材確保に対する具体的な取組みの検討と提言	
<b>4 上記1を裏づけるデータや5取組</b>	
<b>○連携強化</b>	
①つながり交流勉強会(年2回定例化)9月15日開催 r6年2月実施予定	
②お泊りドレミや千葉商科大学と協働による重心児者のフォーラム企画	
③行動障害等について研修ワーキング	
④高次脳機能障害児者の勉強会や家族会	
⑤日中サービス支援型GH事業者との意見交換(事業所評価)	
⑥短期入所の現状と課題の共有 (未実施)	

## 6 取組の成果

※新規事業所の部会ゲスト参加の呼びかけ

## 7 本会議や他部会に求めるもの

- 人材確保（福祉人材・看護職の確保）
- 8050世代が抱える課題と具体的取り組み
- 相談支援から見えてくる課題の共有・重層的支援体制整備事業の共有
- 障害者週間イベントの情報共有

## 8 その他

※日中支援サービス支援型共同生活援助事業（評価）と今後の在り方

## II 関連会議の開催概要

### ①重症心身障がい児者サポート会議

8月4日～29日：重心児者・医ケア児者のニーズ調査結果の共有

10月12日：研修会 医ケア児者ご家族の緊急にそなえる

10月28日～29日：お泊りどれみについて 12月2日：マナフェス2023（中間報告）

### ②日中活動連絡会

10月23日：定例会 強度行動障害のある方の支援～市川での取り組みについて～（報告）  
虐待防止研修について

### ③グループホーム等連絡協議会

- ・8050リスト調査（ソナエプロジェクト）について
- ・グループホーム等支援ワーカーの新しい取り組み

### ④居宅支援連絡会

- ・初任者研修会：今年度は人員が集まらず開催できない

### ⑤高次脳機能障害児者サポート会議

9月26日 家族交流会（13名参加：当事者家族2名の参加あり）

11月28日 高次脳サポート会議（予定） 18時30分～

12月23日 家族交流会・勉強会（予定） 13時～

### ⑥地域生活支援拠点事業について

- ・緊急対応事案の共有
- ・<体験の場>実施報告
- ・IS-net情報交換会説明予定12月15日  
～実践から見えてきた課題について～意見交換

## 令和5年度 部会テーマ

### 市内における支援者同士の連携強化と人材育成・確保・定着

#### 具体的取組事項

- ①市川つながり交流研修会の実施（他部会との共同も検討）年2回
- ②8050世代の暮らしを考える
- ③地域生活支援拠点事業の現状と課題整理、具体的な取組みの検討と実施
- ④市川バージョンの行動障がいの事例検討等の検討と実施
- ⑤短期入所の現状と課題の共有
- ⑥新規事業所への部会ゲスト参加呼びかけ



## 令和5年度 第4回重症心身障がい児者サポート会議 議事次第

日時:令和5年11月6日 10:30~12:00

場所:市川市急病診療・ふれあいセンター 2階会議室

議題 1. 新規参加者の承認(市川市肢体不自由児者父母の会 松田真紀様)

議題 2. 研修会について(資料:アンケート)

議題 3. お泊りドレミについて(報告)

議題 4. フォーラムについて(進捗状況)

議題 5. 障がい者支援課から(資料)

議題 6. その他

分野	職種	研修に対する意見	希望する研修	その他自由意見
福祉関係	支援員	いろいろな事業所や保護者と話す機会は貴重だった。 具体的な話を聞いて良かった		研修の機会を設けていただきありがとうございます。
保護者		たくさんの方が子ども、家族のことを考えてもらっている。 自分もできることをしないとと思った。		事業所、関係者の方お仕事でお疲れのところありがとうございます。
福祉関係		利用者（重心）の宿泊施設を利用することがいかに難しいかが分かった。		
公共機関		児童施設の課題を再確認できた。 関係者と具体的なテーマで話ができてよかった。	重心、医ケアの方の体験談、将来がイメージできるような講演	
医療関係	看護師	何ができるのか、何をすべきか考えるきっかけになった。	市の制度、市の現状、市の見通しについて	
福祉関係	看護師	1日、2日であれば事業所の対応もできると思った。		看護師が市川市の中で普段から情報共有できるようにすることも緊急時に備え対応がしやすいと思った。 市内の病院と福祉の連携をとってもらいたい。
福祉関係	支援員	緊急時の対応を関係者と一緒に考えることができてよかった。		利用者が安心して利用できる拠点ができるとうれしかった。
学校関係	教員、医ケアコーディネーター	自分の職場でも新たに考え直すことや発見ができてよかった。		緊急時はそれぞれの場所や得意な分野、できることを生かして皆で助け合っていければよいと思った。
福祉関係	看護師		研修などに協力できる場所は手伝いたい。	医ケアの方は緊急時の時でも宿泊するシステムがあいまいで残念。 市はシステムをしっかり整備してほしい。
福祉関係	看護師・管理責任者	児童に対する緊急時の受入れがないことがわかり、今後の課題が見えた。	いろいろな職種との交流を持ちたい	研修の場をたくさん作ってほしい。

福祉関係	管理責任者	児童の医ケアは緊急時の課題が多いと感じた。	多方面の研修を時間をかけてやってほしい。	医ケア児や家族が必要なサービスをもっと増やしてほしい。
福祉関係		とても良い機会になった	親御さんご本人との交流の場、お話を聞きたい	今回短期入所に訪問看護が入れないと聞いた、なぜか？ 普段から訪問看護が緊急時支援に入れるようになれば親御さんも安心、極端な話だが場所さえあれば訪問看護が入れば支援が可能になる
福祉関係	作業療法士	初めて参加した。制度について知らないことばかりで勉強になった。	重心にかかわる事業所の方々と交流できる機会があれば参加したい。	
福祉関係	看護師	介護者が不在の状況を想定したことがなかったため考える良い機会になった。 学校、保護者、他施設での整備や対応について参考になることが多く今後自分のところでも取り入れられることは考えて		
公共機関	相談支援専門員	一つの想定をもとにいろいろな意見や対応方法聞いたり、学ぶことができて有意義だった。		
公共機関	相談支援専門員	いろいろな問題があることや対応方法を知ることができた。		児童について市がしっかり考えないといけないと思った。
福祉関係		拠点の実情が聞いて良かった。利用者の登録を迷う方にも進めて登録したいと思った。グループワークでは看護師がいなことでの受け入れ困難や不安が生じる意見が聞かれた。今後整備が必要と思った。	強度行動障害に関する研修	
福祉関係	看護師	いろいろな職種の人と話ができてよかった。ご家族の実際の話が聞いて参考になった。		市は拠点登録をしてそれで終わりだと思っていると感じた。福祉にかかわる人のフォローアップが手薄に感じる、ボランティアで成り立っている。施設はお金が全く足りてない。市からの禁止園的な援助がないと施設がなくなってしまう。市はよく考えてスタッフ確保の補助金等を用意してほしい。
福祉関係	サービス管理責任者	災害時は検討したことがあったが急な宿泊については検討していなかったので今後検討していきたい。短期入所の事業所の実情が知れてよかった。	緊急性の高い事例は複数回行い内容を深く掘り下げたい。	福祉施設の障がい者の防災に関して相談できる方がいると心強い。
福祉関係	相談支援専門員	学校、児童関係の方は現在、拠点事業の対象になっていないので不安は解消されなかったと思う。児童相談所も呼んで研修ができればよかったと思う。		拠点の事業所は利用希望者の対応に苦慮することが多く、簡単にほかの事業所の方を受け入れる余裕はない。人員を増やせるような制度や補助がないと面的整備は進まないと思う。

※以下市の実績報告書の様式に従い記載

1. 行事の概要

- (1) 名称 お泊りどれみ♪
- (2) 主催者 市川市肢体不自由児者父母の会
- (3) 開催日時 令和5年10月28日29日
- (4) 開催場所 梨香園
- (5) 参加者人数 利用者3名 開催施設職員8名 ボランティア18名

2. 添付書類

収支決算書

収入内訳	金額 (円)	備考
ボランティア食事代	11,010	
合計	11,010	

支出内訳	金額 (円)	備考
ボランティア食事代	11,010	夕17食・朝7食・昼11食
合計	11,010	

※その他 ボランティア保険等は開催施設の事業費より支出

【参考】

短期入所利用、緊急対応（支援員制度利用）の事業費（目安）

※短期入所のみ土曜16時から日曜14時まで利用（22時間）

収入内訳	金額 (円)	備考
短期入所（一人当たり）	30,178	区分6 重度・強行
利用者負担	1,356	
※支援員制度補助	21,000	看護師1名・支援員1名 16時～23時
合計	52,534	

1,500 × 7h × 2名

支出内訳	金額 (円)	備考
人件費（看護師2名）	36,684	宿直手当・時間外手当
人件費（支援員）	18,603	時間外手当
※支援員制度 （依頼した事業所へ）	21,000	看護師1名・支援員1名
その他事業経費		光熱水費等
合計	76,287	※差額▲23,753円

(6000 + 2,057 × 6h) × 2名

2,067 × 3h 2,067 × 6h

1,500 × 7h × 2名

# マナフェス2023

～みんなでまなぶ・みんなでつなぐ～

2023年12月2日(土) 10:00～15:00

at 千葉商科大学 HUB



市内障がい福祉に携わる民間事業所と千葉商科大学学生との  
コラボで生まれた**学福（学校と福祉）連携プロジェクト**  
“みんなでまなべる・みんなでつなぐフェスティバル”

通称『**マナフェス**』が開催されます！

主催：市川市肢体不自由児者父母の会 後援：市川市

マナフェス2023実行委員会

社会福祉法人一路会 らいおんハート児童デイ 千葉商科大学



入場無料・予約不要



アクセス

- JR総武線 市川駅下車 徒歩約20分
- バス利用の場合は、駅前京成バス1番のりばから松戸駅行または松戸営業所行に乗車約10分 和洋女子大前下車 徒歩3分
- 駐車場は事前予約制（利用者に制限あり）









# フロア紹介


## B1 やくだつふるあ&すぽーつのふるあ

暮らしに役立つ協賛企業ブース ボッチャ体験&ワークショップ

 **アビリティーズ・ケアネット(株)**  
アビリティーズ

 **ギフトモ(株)**  
GIFMO

**生活協同組合コープみらい**  
(有)そう工房

 **タカノ(株)**  
TAKANO HeartWorks

 **持田ヘルスケア(株)**  
MOCHIDA



 **ORIGAMI**  **おりがみ**  
NPO法人 学生団体

パラスポーツ体験  
ペットボトルキャップアートを作ろう!

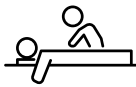
## 1F そなえるふるあ

自衛隊千葉地方協力本部市川募集案内所

災害派遣の様子を記録したパネル展示  
自衛隊制服試着&撮影コーナー

## 2F からだのふるあ&まなびのふるあ

### ステージイベント



**らいおんハート整骨院**

マッサージ体験  
未来身長測定体験  
体組成測定体験



**福祉ネイルunus**

ハンドマッサージ  
ネイルケア  
ネイルカラー



**(株)サスプランニング**

出張!くつのそうだんしつ

- 10:15 開会式&トレ・コルデミニコンサート
- 10:45 らいおんハートGoodTimeによるダンス  
らいおん丸と踊ろう
- 11:15 ちば♡ものお話会  
東京医療保健大学千葉看護学部看護学科同好会 ちば♡も
- 11:45 企業紹介&ブース紹介
- 12:30 らいおんハートGoodTimeによるダンス  
らいおん丸と踊ろう
- 13:00 ちば♡ものお話会  
東京医療保健大学千葉看護学部看護学科同好会 ちば♡も
- 13:30 そなえるをかんがえる  
自衛隊染野氏講話&クロストーク
- 14:20 ともにくらすこれからのふくしをかたろう  
有識者・学生によるクロストーク
- 15:00 閉会式

## 3F あそびのふるあ&ふくしのふるあ



**縁日&駄菓子販売**



日本防災士会千葉県支部

防災士による防災相談コーナー

千葉県社会福祉協議会福祉人材センター

ふくしのしごと相談コーナー



**ふくしのみせ販売会**



参加事業所の求人案内・相談コーナー

お問い合わせは [ichikawa.zyusapo@gmail.com](mailto:ichikawa.zyusapo@gmail.com) (実行委員宛)まで



# (重症心身障がい者・医療的ケア児者)対象 障害福祉サービスのニーズ調査

## ～調査結果報告～

障がい者支援課 相談班

1

## 本ニーズ調査について

### 趣旨

- 一部の重症心身障害および医療的ケアの必要な障がい児者とその家族の方が、本市で安心して暮らすために生活介護事業所等の障害福祉サービス事業所を増やしてほしいとの要望を受けている。本市としてこれらの障害福祉サービスの拡充が必要か、幅広く関係者に意見を求める。

### アンケート調査対象

- 重症心身障がいおよび医療的ケアの必要な障がい児者とその家族
- 関連する障がい者団体と市内医療的ケア児受入れ事業所にアンケート配布を依頼
  - ・市川市肢体不自由児者父母の会
  - ・肢体不自由者・重症心身障がい者居場所づくりの会
  - ・手をつなぐ親の会
  - ・児童系サービス事業所  
「おひさまキッズ」「らいおんハート児童デイ」・「結」・「エンジェルスマイル」

2

- 調査方法

- オンラインアンケート方式にて回答

- 調査日程

8月1日 関連 障がい者団体・事業所に依頼  
8月4日～8月29日 回答期間

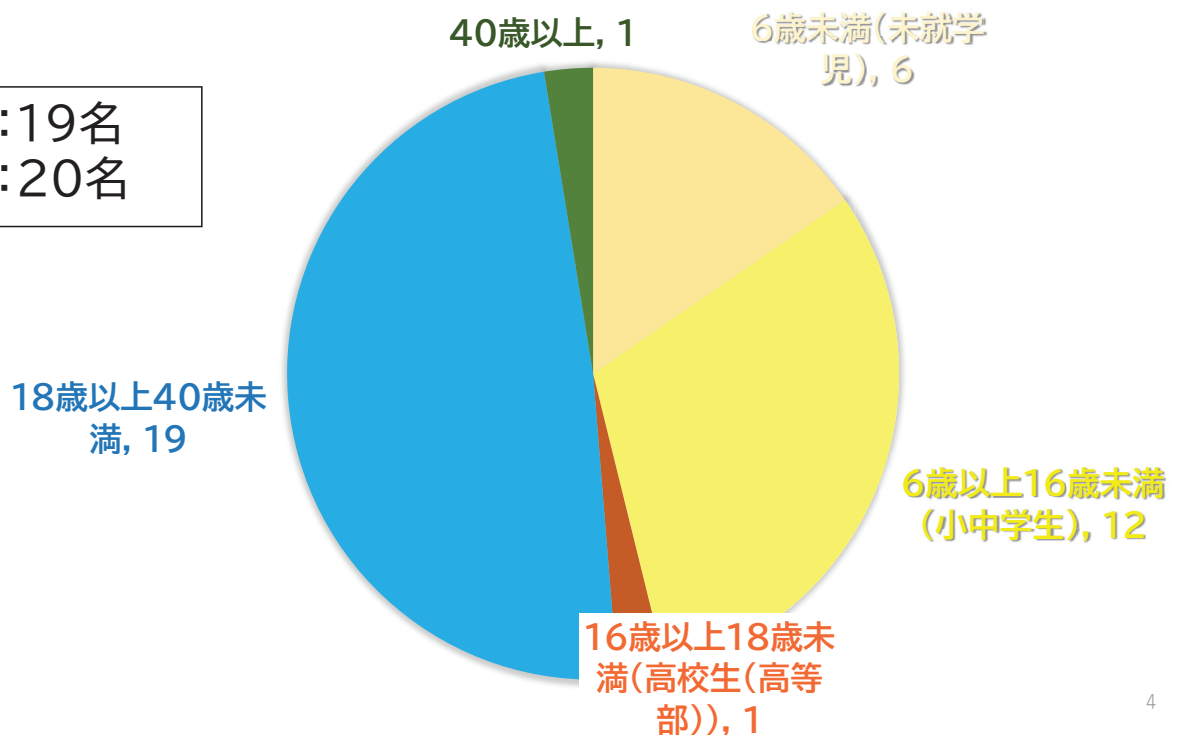
- 回答

39名から回答を得た

3

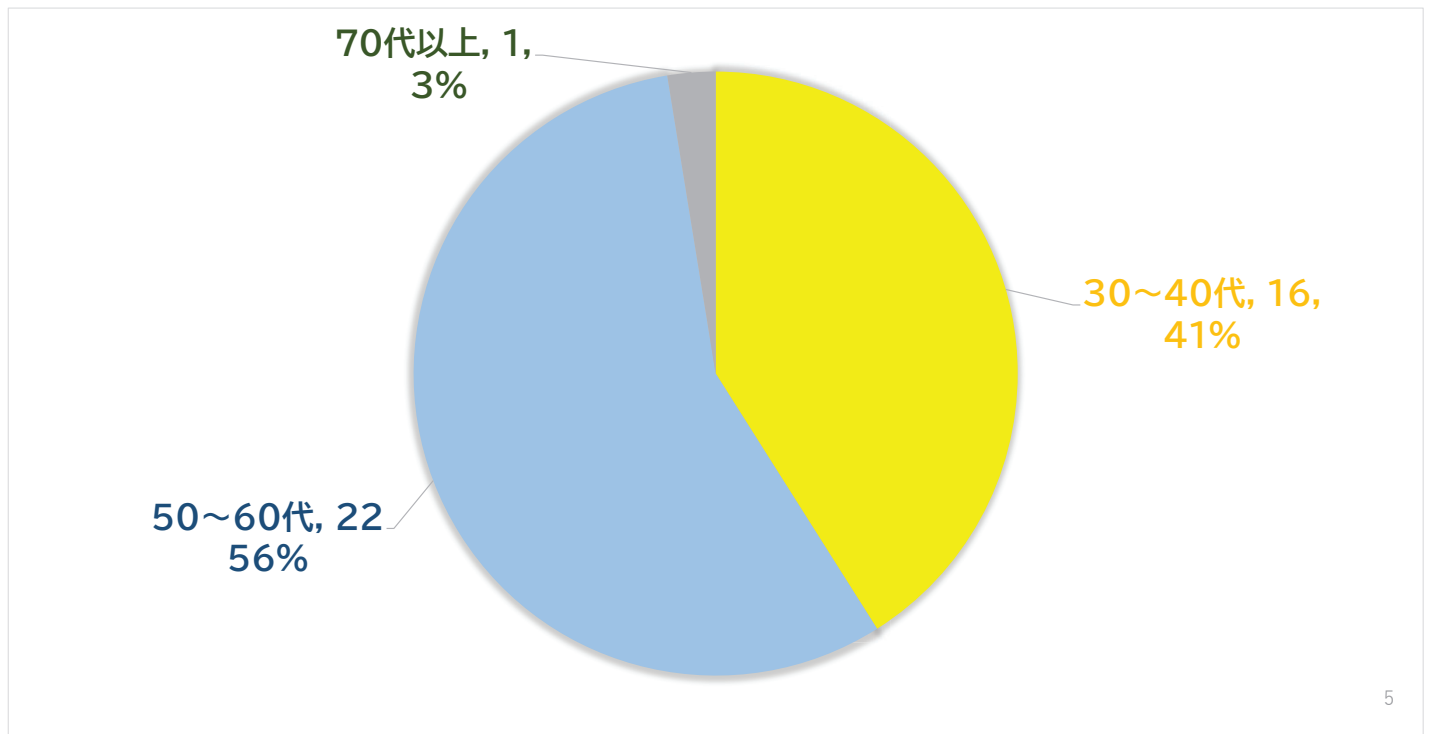
## 当事者の年代

18歳未満:19名  
18歳以上:20名



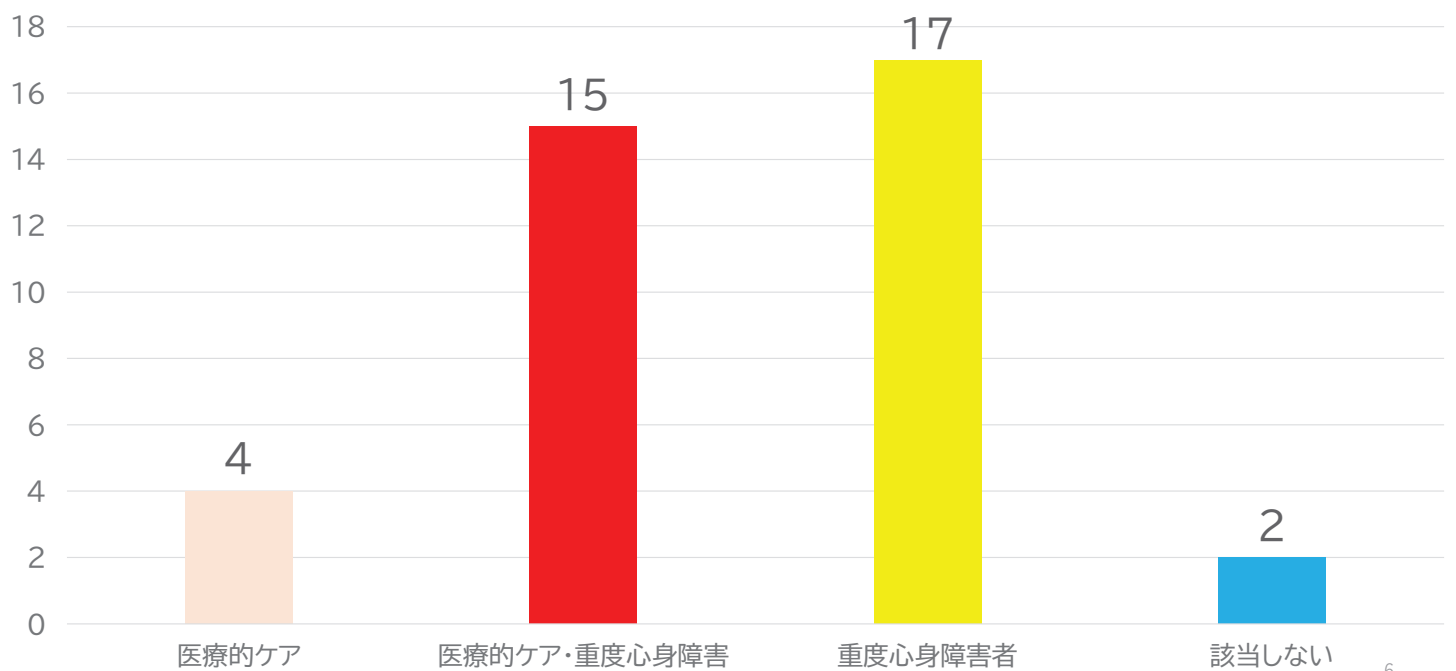
4

## 介護者(父母)の年代



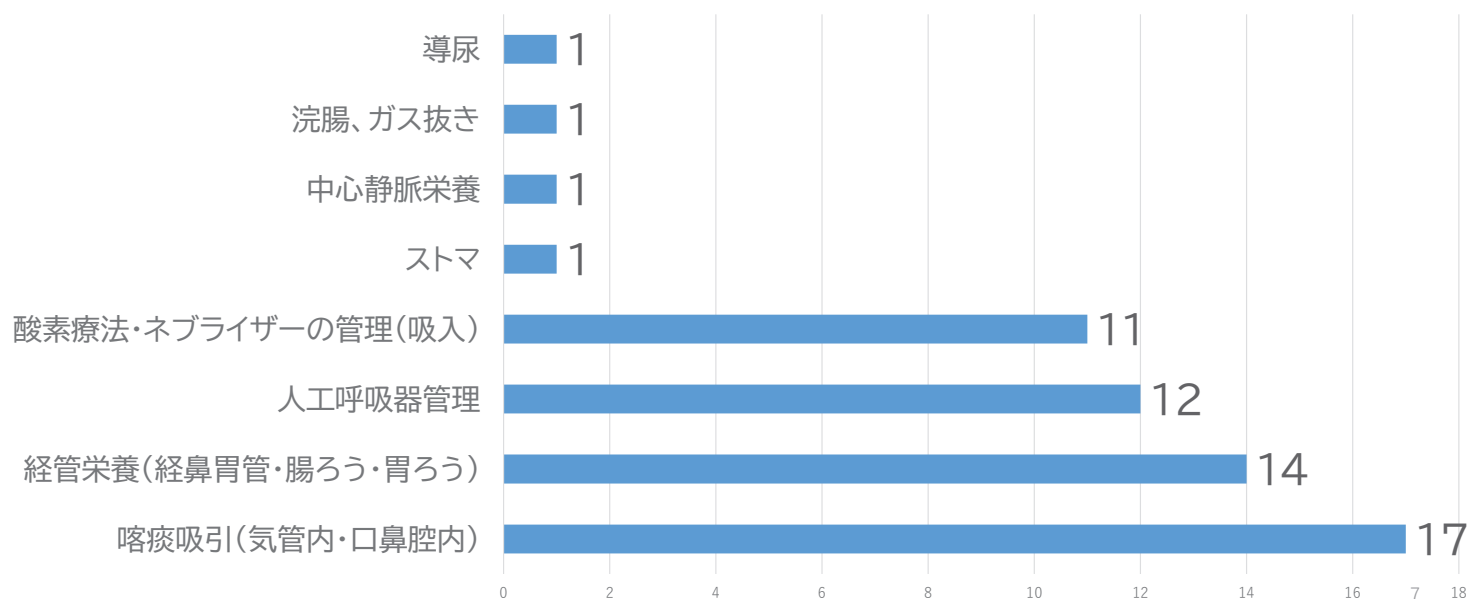
5

## 障害特性別 人数

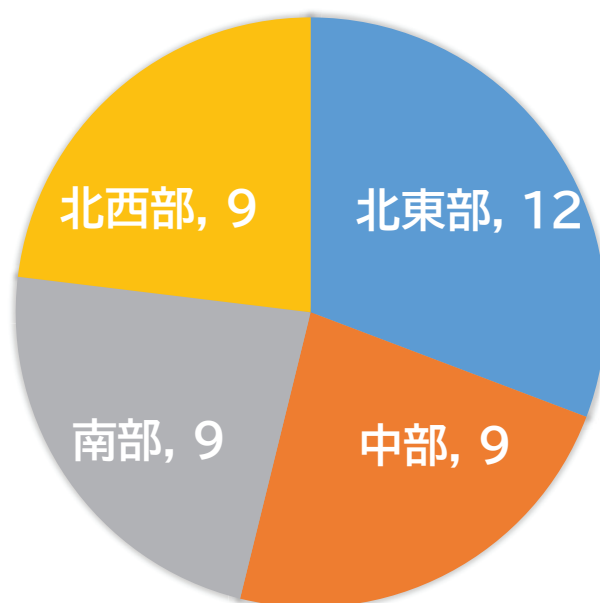


6

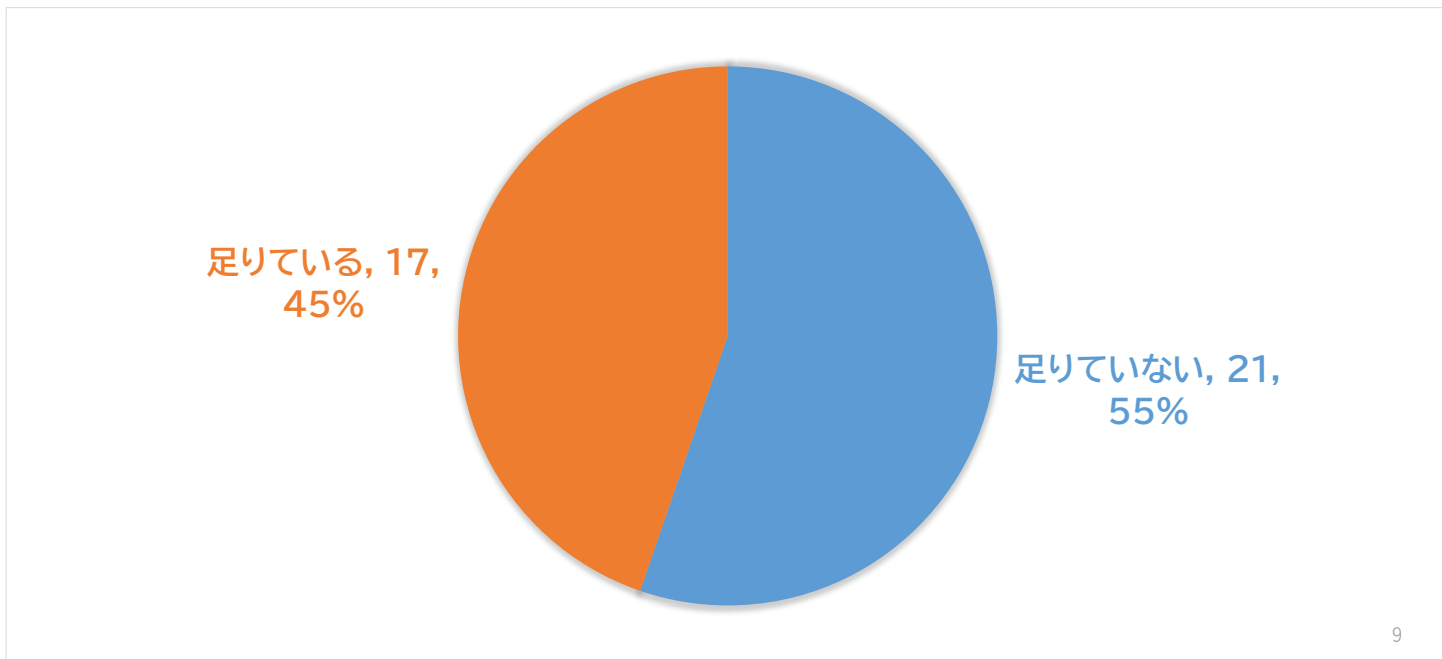
# 医療的ケア児者(19名)の 必要な医療的ケア(複数回答)



## 地区別回答者数



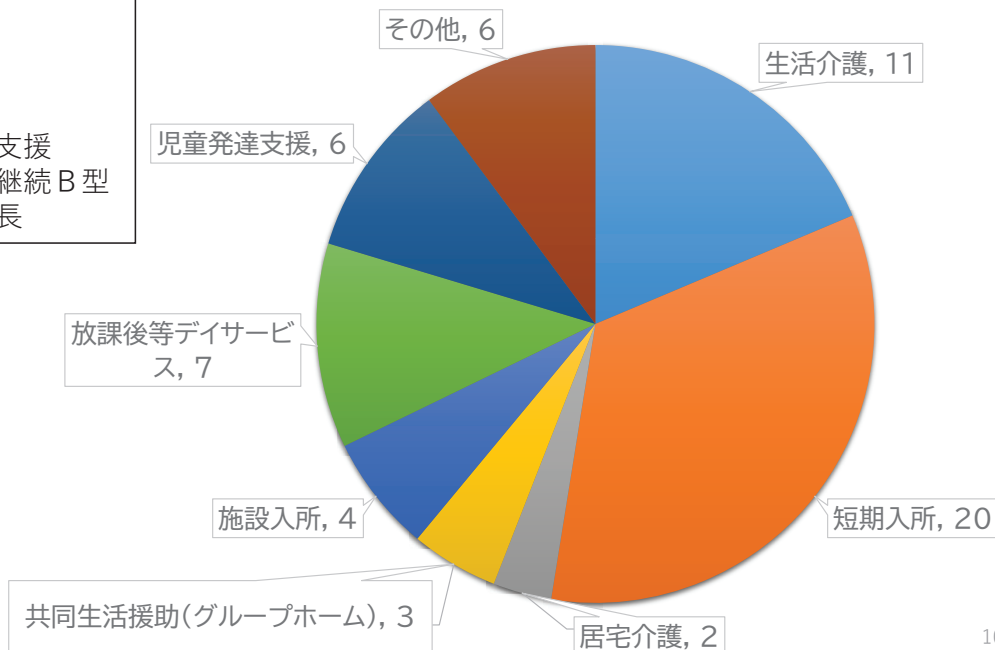
# サービスの充足状況



9

# 充実が必要なサービス(複数回答 n=59)

- その他
1. 通学の為の移動支援
  2. 移動支援の上限拡充
  3. 看護師の長時間派遣制度
  4. 医療的ケアに精通した相談支援
  5. 重複障がいに対応した就労継続B型
  6. 療育支援リハビリの時間延長



10

# 市内地区分け図



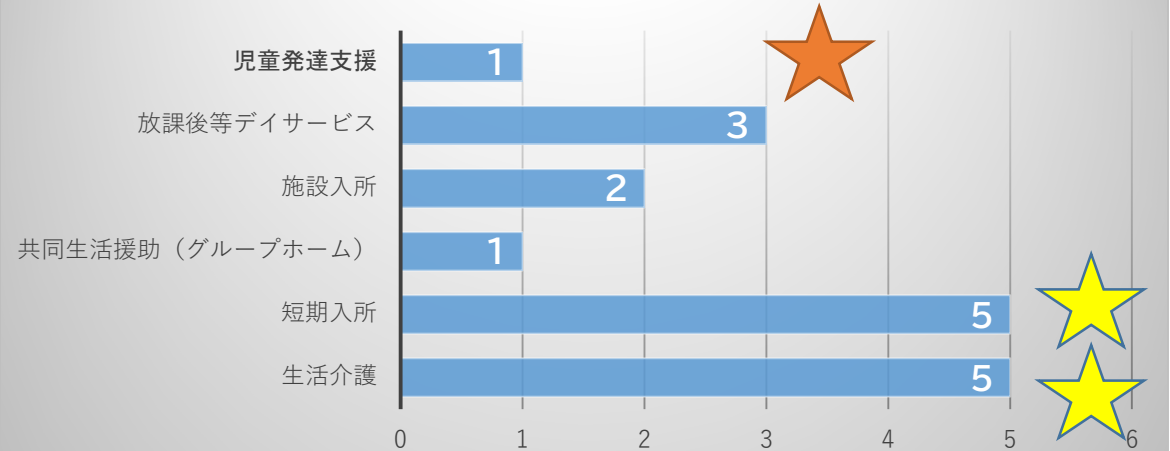


# 地区別 充実が必要なサービス

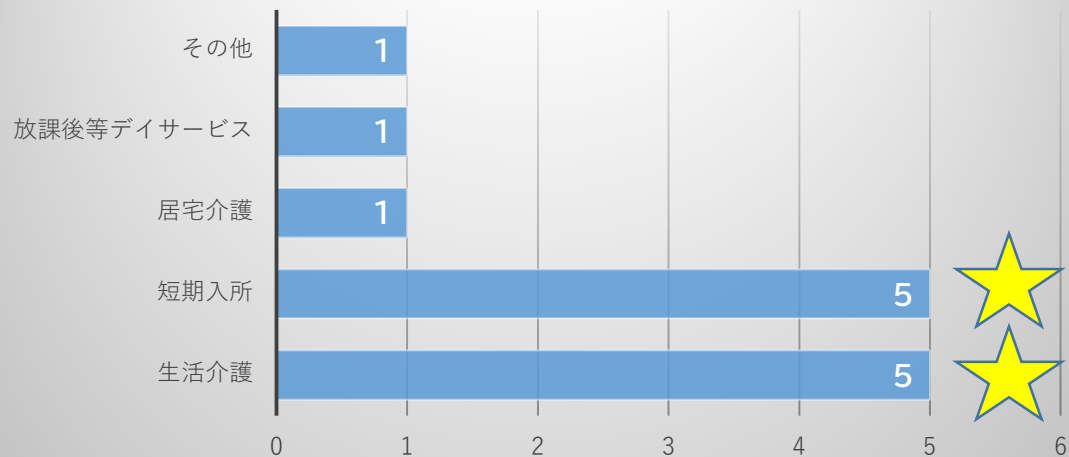
北西部 10名



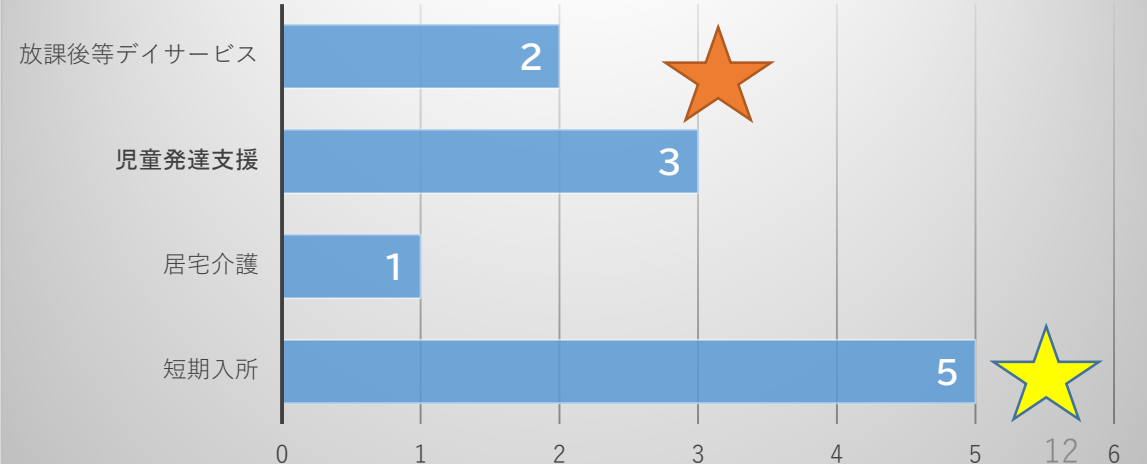
北東部 9名



南部 9名



中部 8名



## まとめ その1

- 重症心身障がい者・医療的ケア児者を対象に障害福祉サービスのニーズ調査を実施し、39名の回答を得た。

### 回答者属性について

- 当事者は18歳未満が19名、18歳以上が20名であった。
- 介護者はすべて父母で30～40代が16名、50代以上が23名であった。
- 医療的ケアが必要な方は19名 重症心身障害のみの方は17名  
該当なしの方が2名であった。
- 居住地は北東部9名 北東部12名 中部9名 南部9名であった。

13

## まとめ その2

### 障害福祉サービスのニーズについて

回答者の約半数が現在のサービス(支援)が足りていないと考えている。

#### 拡充が必要なサービス

「短期入所」が最も多く(20件)、次いで「生活介護」(11件)、  
児童系サービスの「放課後等デイサービス」(7件)、「児童発達支援」(6件)  
であった。

#### 地区別の特徴としては、

南部地区で「生活介護」の拡充を求める声が多くあった。

「児童系サービス」は南部地区に偏在しており、北東部・北西部・中部地区  
に拡充を求める声が多かった。

14

# 別添資料

## I 拡充が必要なサービスの理由(サービス別)

- A) 短期入所
- B) 生活介護
- C) 居宅介護・共同生活援助・施設入所
- D) 18歳未満のサービス(児童発達支援・放課後デイ等デイサービス)
- E) その他のサービス

## II 自由回答(年代別)

- A) 当事者 18歳未満
- B) 当事者 18歳以上

# I 充実が必要な理由 (A 短期入所 その1)

いつ入れるか分からなく、必要な時に使えない

医療的ケアのある人が利用できないため

家の子供は進行性の病気の為、近い将来医療的ケアが必要になります。介護している親の年齢が上がり病気等で一時的に介護出来なくなったときに、お願い出来る短期入所先がほとんどありません。ただただ不安です。

親自身の余暇、介護疲れからのリフレッシュに使いたいのはもちろんであるが、親自身の高齢化に伴った体調不良に加えて、祖父母の介護なども加わり、障害ある子を一時的に預けたいが、市内に医療的ケアのある人の短期入所施設が無い。千葉市や柏市まで行けば、そこにはあるが、移動にかかる時間を考えたら、やっぱり遠いし、子どもの体調が悪くなったらと心配になり、我慢しようとして諦めているのが実情である。医療的ケアの必要な人が増え20年近く市に要望しても、地価の高騰や人材不足、社会資源不足を理由に一向に対応されない。市内に医療的ケアがある障害児者が多いといっても、市川市49万人のうち、1%にも満たないであろう。民間の企業努力に任せきりにするのではなく、市がイニシアチブを取るべき問題と考える。

自宅近くに利用できる施設がなく、市外の施設に登録はしているが、場所が遠いこと、予約がいっぱいで取りにくいこと、現在は自宅でなんとかかなっている為に利用はしていない。介護者が急病や何かあったとき、将来的に介護が厳しくなってきた時の為にも利用できる施設が近くにあれば嬉しいです。

医療的ケアのある人が利用できる短期入所施設が市内に無いため、急遽家族が介護できない状況に陥った時に預けられず困っている。

受給者証には月30日とMAXの日数を出してもらっていますが、肝心の医療ケアがあっても利用可能な短期入所施設が近隣に全くないし、やっと自力で見つけても数ヶ月待ちで全く必要な時に利用できない。病院のレスパイトはかわいそうなので利用したくないという声も多いので、安心して医療ケア児も利用できる短期入所施設を市川市も早急に設立してください。松戸市はあおぞら診療所さんがやまぼうしという素敵な入所施設をつくってくれていて、市川市もぜひ参考にして見習ってほしいと思います。

市川市内で短期入所をできる施設がなく、親の入院等でどうしても短期入所が必要な時は、他市に頼っている現状です。

親が体調を崩す、事故にあったりした時、法事、休みたい(日頃の疲労回復、旅行したい)ときに預ける施設がなく、大変困っています。

# I 充実が必要な理由 (A 短期入所 その2)

気管切開しているからか、利用可能な受け入れ先が、見つからない。

介護者の急病や急用等の時、地域で人工呼吸器装着者(24時間)を受け入れていただける短期入所の施設がある助かります。

市川市に短期入所施設が少ない。とくに医療的ケア児者の施設がないと思います。

医療的ケア児者の受け入れ施設が近隣にないため。

私(母)が病気をしてしまい父が1人で介護をしなくてはならなくなり大変そうなので、お休みさせてあげたいと思うことがあります。

医療的ケアがあっても急な対応してくれる所が欲しい

短期入所施設が市内にない。医療的ケア対応可能な短期入所施設が必要です。介護をしている自分の身に何かあった時のことを考えると子供の命に直結するので非常に不安。市内に短期入所施設があれば、何かあった時の最後の砦になると思う。

市川市には短期入所の施設がほぼない。介護する親が急病やつ入院などの場合、普通であれば親戚や友人などに預けられるかもしれないが、障がいがある場合には難しい。緊急でもすぐに預けられる場所が近くにないのは不安

近くで預かってもらえるところがない。現状、世田谷区の「もみじの家」を年1回程度利用していますが、障がいのある家族に寄り添った素晴らしい施設なので、あのような施設が増えるといいと思う。

千葉リハの愛育園を利用したことがあるが、本当に遠いです。市川市にもあるとありがたいです。

市川市には無いと言われた。睡眠障害のある子で、短期入所など利用できておらず、とても大変。

# I 充実が必要な理由 (B 生活介護)

高校卒業後、重複障がいの子達が安心して通える生活介護施設が圧倒的に少ない(妙典・行徳エリア)

医療的ケア対応可能な生活介護事業所が少ない。特に南部地区(行徳、妙典)  
現状では北部地域には事業所があっても、送迎が不可だったり、空きがなかったりしている。  
生活介護事業所で入浴介助もできる場所があると助かります。一部の事業所では入浴もできる場所もあるので、そのような事業所が増えると助かります。

高校卒業後の行き先がない。  
特に、肢体不自由児にとっては、身辺自立が難しい子が多いので、B型の就業施設も諦めなくてはならず、生活介護に行くことが多い。それなのに、施設が少ないことから、複数の施設利用で一週間過ごしている子もいると聞きます。

身体と知的両方の重複障がいがある場合に受け入れ可能な生活介護施設が少ない。送迎の面でも通える施設がほとんどない

子どもに合う事業所を選ぶと言うより、空きのある事業所に入るといったような選択になっているように思います。重心で車イスの子ども達が生活するには、ある程度ゆとりのある環境が必要なので、大型の多様な生活介護事業所ができることも有難いです。

- ・訪問看護の看護師不足で、訪問看護を卒業させられてしまい心身辛かった
- ・A社の訪問看護とB社の訪問リハを同じ曜日に入れられないので、うまくスケジュールが組めなくて困っている
- ・保育園に入ると訪問リハの時間が取りづらくなるので、保育園で訪問リハをおこなってほしい

小学5年生ですが、今の時点で生活介護の事業所が定員オーバーで思うように利用できていないと聞いているので。  
勉強不足なのかもしれませんが、市川市の南部に生活介護の事業所がとても少なく感じています。  
自家用車がないので、南部にも増えたらと思います。

医療的ケアの必要な障害者を受け入れる施設が少ない。もしくは定員がいっぱい、或はケアの範囲が少なく(低く)なかなか受け入れてもらえない

高校卒業後行き場がなくなる障害児であふれているという話をよく聞くので、市内で安心して過ごせる生活介護事業所を短期入所や放課後デイの延長状につながるかたちでつくってほしい。

小さい時は自分らで見られるけど成人したあとに見てくれるところが少ないから

大人の介護に関する業者は多いが、子供に関しては圧倒的に少ない。



# I 充実が必要な理由 (C 居宅介護・共同生活援助・施設入所)

## 居宅介護

使ってみたいけど、取り扱っている事業所が少ない。

訪問入浴が足りていないと先輩ママさんから聞いてます。子供は今後も成長しますが、介護する親は老いていきますので、訪問入浴を担ってくれる事業所が増えることを望みます。

## 共同生活援助

肢体不自由のグループホームがないので是非作って欲しいです。

入所を考える

近くにあって欲しい

## 入所施設

市川市内に重心の専門の入所施設が無いので作って欲しい

親が介護ができなくなった時に入所できる施設が身近にほしい。  
縁もゆかりも無い遠くの地でお世話になるのではなく、身近な土地に、県内にあってほしい。将来を考えると不安です。

親が亡くなったら生活していけない。

市川市に重症心身障がい者、医療的ケア児者の入所施設がありません。親が年を取り、不安がいっぱいです。

# I 充実が必要な理由 (D 18歳未満のサービス)

## 児童発達支援

復職したいものの、保育園が見つからず困っております。児童発達支援の預けられる時間が保育園のように長かったらな…と思います。と、いうのも、保育園に入りづらいという点だけでなく、そもそも保育園ではリハビリを行うこともないので、重心の子にとっては身体面において発達が遅れてしまうからです。また、保育園は障害者を受け入れる体勢をとりはじめているものの…まだまだ肢体不自由のある子供を受け入れることが難しいという現実もあるようです。よろしくお願い申し上げます。

通所できる日数が少ないので増やしたい

空きがない。キャンセル待ちをしても入れないことがほとんどで、両親が仕事を休んで対応しなくてはいけないことがある。

肢体不自由児かつ医ケア児が入れるところが行徳方面にはあるが、市川市の北側にはない。

兄弟がいて、土日曜日が非常に人手不足。土日曜日も使える支給量と、施設が欲しい。

## 放課後デイサービス

放課後等デイサービスのなかでも重心者の利用できる事業所がとても少ないです。利用者が一つの事業所に集中してしまうため、希望の曜日に利用できない状態のため。Q10で足りていると答えましたが、体調不良などで学校を欠席してしまい利用ができていないので、きちんと登校できたらもっと利用したいため。

デイでお風呂に入れてもらえたら助かります。

児童のデイサービスは多いが卒業後に使えるデイサービスが無い

肢体不自由の子が通えるデイがほとんどないので、親が仕事を辞めないとならない。

重心が利用できる事業所は契約者が大変多く、希望したい日に予約が取れない事が多い。もう少し事業所が増えると有り難いなと思っています。

肢体不自由児かつ医ケア児が入れるところが行徳方面にはあるが、市川市の北側にはない。来年から船橋特別支援学校に入学するが、放課後デイサービスを探しても近辺に見つからなく困っています。

# I 充実が必要な理由 (E その他のサービス)

## その他

### 移動支援サービスの受給時間の上限拡充

#### 理由

介護する家族と離れる時間を作り、障害者本人の精神的な自立と外出する事でのリフレッシュや、ヘルパーなどを通し、人間関係を広げコミュニケーション能力の向上を目指したい。同居する家族の休息のため。障害者本人だけが出掛けていれば、介護する時間が減る)

### 看護師の長時間派遣制度の構築

社会保険で補われている訪問看護ではなく、江戸川区で制度化されている、訪問看護師の派遣(重症心身障害児者在宅レスパイト事業)を希望。市内に医療的ケアのある子を預ける先がないので、その代わりに自宅に看護師を派遣してもらい子どものケアに当たって欲しい。そのために、まず、市が主体となって、訪問看護ステーションと委託契約を結び、派遣できるよう制度を構築して欲しい。

障害者手帳も療育手帳も持っていてどちらも最上級の重度障害であると判定されているのに、こういったサービスが受けられるのかわかりやすく教えてもらった経験がなく、知らなければ知らないでいてくれたほうが市川市としてはありがたいのかなと感じてしまうくらいでした。障害者支援課が発行しているハンドブックを読んでも自分がどのサービスを受けられるのか、実際当事者家族がどのようなサービスを取り入れてどのように生活をまわしているのかを知りたいのに相談員さんに聞いても全然分からないみたいで、がっかりした経験があります。利用できる福祉サービスをもっとわかりやすく説明できたり、市内で利用できる福祉サービス提供事業者を一覧で教えてくれたり、相談員としての機能を果たせる相談員を早急に育成してほしい。松戸市は小児に強い相談員さんが3人はいて事業所の紹介や利用できるサービスを他の当事者家族がどのように利用しているのか紹介がきちんとできてました。市川市マジで頑張してほしいと思います。

### 就労B事業所

重複障がいと言っても個々で出来ることも好きなことも違う。  
作業を楽しみたい、仕事をしてみたい子達のための施設が足りていない

## Ⅱ 自由回答 (A 当事者 18歳未満)

6歳未満(未就学児)	中部	ファミサポを利用したいのですが、地域的にやったださる方が少なく利用したい時に出来ずに困っております。何かファミサポのような価格でベビーシッターのようなものがあると有難いです。
6歳未満(未就学児)	北西部	同じ市川市内でも川の向こう(行徳側)は送迎が多いのに、川のこちら側は送迎してくれる事業所がない。
6歳以上16歳未満(小中学生)	北東部	送迎可能な範囲に事業所がない。受け入れ可能な短期入所がない。 成長対応によりサイズオーバーとなった車椅子を買い換える際にいちいち医者意見書をつける意味がわからない。正直医者は全然車椅子のことわかってないし、こういった機能が必要かという面ではPTOTの意見書で良いように思える。医者意見書が形式上そんなに必要なら車椅子を作れることも発達支援センターに意見書をかける医者を配置するくらいすべき。本来車椅子を作れる同施設内で完結されるべきであり、意見書の為だけに医療ケア児を市外の遠い病院に連れて行って何時間も待たなければいけないのは酷。この意見書の為だけに数ヵ月車椅子作成が滞ったりしてすごく残念な気持ちになりました。
6歳以上16歳未満(小中学生)	南部	重複障がい者が通える生活介護と就労支援B型を兼ね備えた多機能型施設を創っていただき、高校卒業後、スムーズに安心して移行できる途切れのない支援をしていただきたい。選択肢が少なすぎる。
6歳以上16歳未満(小中学生)	南部	現在、医療的ケア可能な放課後等デイサービスを利用しているが、土曜日に預かってくれる所がない。また、学校がある時は週3回の利用でも問題ないが、夏休み等の長期休暇中は週5日、放課後等デイサービスを利用したいが、医療的ケア可能な放課後デイの空きがない。 千葉リハの外来での訓練(PT、OT)が18歳、15歳で終了、こども発達センターでの訓練も18歳で終了。各事業所での巡回指導はあるが、直接PT、OTさんに指導してもらえらる機会が大幅に減少してしまうので、こども発達センターでの訓練のように歩行訓練や、階段昇降訓練を18歳以降も引き続き定期的に受けられるようになると良い。
6歳以上16歳未満(小中学生)	北西部	移動支援の利用内容の枠を広げて貰えると助かると思う事があります。 特別支援学校へ通学の際、やむを得ない場合に利用できると助かります。理由として、送迎する母が体調が悪いと、子どもを送る事ができず、子どもは学校を休む事になり、できれば元気な子どもは通学させてあげたいと思うところです。
6歳以上16歳未満(小中学生)	南部	このアンケートは重症心身障がい及び医療ケア対象となっておりますが重心の定義は？今回のアンケートの対象者は「重心」だけですか？寝たきりの子だけが重心ではないし、身体は最重度でも知的障がいは軽度だったりIQが平均以上の場合もあります そうなると重心にはあたりません。重複障がい児者は多様です。 今回のアンケートのタイトルを重心医療ケア対象としたことで回答しない保護者は多いと思います。
6歳以上16歳未満(小中学生)	中部	Q11と同様、短期入所、放課後デイが増えて欲しいと思います。また、先々の事を考えると、親亡き後に入れる施設などが充実してくれるとありがたいと思います。
16歳以上18歳未満(高校生(高等部))	南部	肢体不自由児であっても自立に向けて、短期入所、グループホームに入れる場所を増やしてほしい。

## Ⅱ 自由回答(B 当事者 18歳以上 その1)

18歳以上40歳未満	北西部	入所、短期入所施設がないあっても、使い勝手が悪い
18歳以上40歳未満	南部	短期入所施設が少ないため、医療的ケアのある人の利用がなかなか進んでいないと思う 医療的ケアのある人もない人も、利用したい時に泊まれる所を探して探してようやく見つかる(又はそれでも見つからない)状況を本当に早くなくして、余裕を持って利用できるようにしてほしい。
18歳以上40歳未満	北東部	早く短期入所を利用したいです。
18歳以上40歳未満	北東部	生活介護事業所では大変お世話になっております。重心で車イスだと送迎がない事業所があります。送迎スタッフと車の確保ほどの事業所も課題なのかなと思いますが、親が歳を重ねていく毎に心配と不安になります。皆で解決案を検討できたらいいと思います。
18歳以上40歳未満	北東部	事業所には満足だが送迎がない。なので送迎のある事業所を作るのではなく送迎が充実できるように事業所に支援してほしい。
18歳以上40歳未満	南部	施設側による送迎がしていただける、生活介護施設が少ない。自力送迎も高齢になる自分を考えると不安になる！
18歳以上40歳未満	南部	市川市内の、身体障害者を対象とした入所施設(短期を含む)が少な過ぎるため、増やしてほしい
18歳以上40歳未満	中部	市川市地域生活支援拠点等事業に事前に登録しているが、医療的ケアの人を紹介出来る預け先は「ない」のが現状です。制度は整えているかもしれないが、実際に困った時に頼もうと思っても、この事業は利用できません。早急に医療的ケアのある人が利用できる短期入所施設を作ってください。
18歳以上40歳未満	北東部	介護しているのは母親1人で介護しています！(父はいない)年齢は69才です。生活介護の施設に通っていましたが、職員が退職したりして支援が大変になってきたのか、今まで口から食べられていた利用者に対し、今までのように食べさせるのが大変になってきたとか、誤嚥をさせるのが怖い等の理由で胃ろうをすすめてくださいと、子どもの主治医に手紙で知らせてきて、この先胃ろうが造られなければ、施設を退所してもらうことになるかと連絡してきました。何よりも、その事について親に全く直接伝える事なく、施設の囑託医から子どもの主治医に手紙を送り、親はいきなり主治医から知られるという驚きのやり方をされ施設、職員に対する今までの信頼を根こそぎくつがえされ、全く信頼することが出来なくなり、今通所させる事が出来なくなりました！また、他の施設を探しても送迎が出来ない、ペースト食が提供できない、定員がいっぱい等の理由で市川市内北東部で生活介護の施設を見つけられません



## Ⅱ 自由回答(B 当事者 18歳以上 その2)

18歳以上40歳未満	中部	ショートステイも使いたいが、事業所が少ない。近くにあまりない。送迎が大変。日中一時や移動支援も使いたいが事務所が少ない。上手く使えない
18歳以上40歳未満	北西部	① 我が子は成人しましたが、小さい頃から入浴や食事、学校に行く際の身支度などの支援があったら良かったと思います。(兄弟児の事も含めて考えて欲しい) ② 親と一緒に老人ホームに入れたらとてもいい。
18歳以上40歳未満	北西部	・中心静脈栄養を使っているため感染が不安なのか、病院併設の短期入所施設でも体よく断られる。 ・他市の施設にも通所しているが、送迎がなく将来的に親が送迎を続けていかれるのか不安。
18歳以上40歳未満	中部	・重心を扱う相談支援事業所がないので、勉強会を行ない重心に興味をもつ事業所を増やして下さい。セルフプランで対応できません。 ・市川市肢体不自由児者父母の会で令和3年5月18日付けで要望し、令和3年7月15日付け市川第20210518-0230号で回答された、医療的ケア児者の地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ、及び市内短期入所について、不可欠と回答され看護師の加配は実現されましたが、未だ医療的ケア児者の市内短期入所は実現されていません。障害者支援課だけでなく、子ども、高齢者と共に連携し、共生型の短期入所の設置に向けて舵を取り直して下さい。 ・呼吸器管理等複雑化したケアに対応できないと施設が判断した場合、親も譲歩すべき部分もあるとは思いますが、楽しかったと子どもが思ってくれるよう、家族や主治医の協力のもと、ギリギリまで愛情たっぷりに介護しています。その尊厳を無視するかのようになり、なぜ、一部の施設は親に寄り添う姿勢を見せず通所受け入れ拒否やさらなる医療的ケアを求めるのでしょうか？看護師が不安を覚えるというのなら、市が中立的立場となり、まずは勉強するよう指導されるべきではないのでしょうか？幸いにも、市内には看護師さん達が情報交換をする場ができました。そこに参加し、勉強し、実践される事業所に市独自で加算されるべきと思います。 ・オムツの補助を拡大して下さい。脳原性運動機能障害から就学前までに拡大していただいた事はありがたい事ですが、毎日の消耗品であり、大人用紙おむつが必要となった障害者に同額とまでは行かずとも、高齢者の月額補助と同額を支給して下さい。
40歳以上	北東部	外出支援の時間数が全然足りません。ご検討ください。

## 市川市地域生活支援拠点等事業 報告

登録件数 200件（今年度 24件）

緊急対応 （今年度 6件）

・知的 2件（拠点登録：あり）

セルフプラン 2件とも同じ方

サービスの利用なし

対応→訪問：市内の短期入所利用

① 40代女性 父親より本人が暴れて母親に手をだした→SS利用なし

② 〃 訪問看護より本人(熱中症)ぐったりしている→SS利用

・精神 4件（拠点登録：あり 1件/なし 3件）

サービスの利用 なし 2件/あり 2件(相談支援2件ともついている)

対応→電話・訪問：いずれも市内の短期入所利用

① 20代女性 レスパイト（精神的不調）→SS利用

② 10代女性(児童) レスパイト（家族不和）→自費利用→SS利用

③ 10代女性 レスパイト（家族不和・精神的不調）→GH体験利用(最終的にサービスの支給決定が下りず、自費での利用)

④ 50代男性 レスパイト(養育者の入院)→SS利用

≪体験の場として≫

・宿泊会（咲楽苑） 10/7(土)1名参加、次回2月4日(土)予定  
条件 知的障がい者(就労している方)・拠点登録  
短期入所の契約必要

・お泊りどれみ（梨香園） 10/28～1泊 利用者3名参加（医ケア対象）  
条件 重症心身障がい者・拠点登録

≪その他≫

・10/10 拠点コーディネーター連携会議

内容：・体験の場の報告

・精神の緊急ケースにおける対応の振り返り

→医療面の見立てを取る。受け入れ事業所側のリスクを減らす。

→18歳未満の方は、家族とご本人の意向が一致しているか確認する。

→介護者のSOSか、本人のSOSか？ご本人のSOSにどこまで対応するのか？

→コーディネーターの動きや確認事項等、業務ガイドラインにする必要があるか？

- ・ 18 歳未満(児童)・ 65 歳以上(高齢者)・ 医ケアの緊急対応について検討
  - 65 歳以上は介護サービスが優先となるため、高サポとの連携を図る。
  - 医ケアの方の緊急対応は HP での受け入れが現状有力。
    - 10 月～医ケアコーディネーターを発達支援課・障害者支援課・らいおんハートへ配置。緊急時(HP へのつなぎ等)の対応協力も可能。
- ・ 拠点に関する加算の確認
  - 地域体制強化共同支援加算(2000 単位)の取得要件
    - 「自立支援協議会に文書により当該説明および指導の内容等を報告する」の要件をどのように満たすのか？

#### ・ 10/12 重心サポート会議 研修会

内容：医療的ケア児者のご家族の緊急に備えるシミュレーション

- ・ 拠点事業の概要と医療的ケア児者の受け入れの現状説明。
- ・ グループワーク
  - 生活介護事業所、相談支援事業所、児童デイ、肢体不自由児親の会、障がい者支援課、発達支援課、えくる、がじゅまる+ が参加。
  - 同じ事業所内でグループワークを行い、緊急時に何ができるかを検討。
  - それを基に、各グループに分かれて緊急時のシミュレーション。
- ・ お泊りドレミとして、10/28～29 に実践を想定して宿泊を行う。

#### 《今後の予定》

- ・ IS-net 情報交換会事業説明 (12/15)
- ・ 八幡学園短期入所の施設見学 (日程未定)



## 第3回高次脳機能障がい児者サポート会議 報告

日時 令和5年9月26日(火) 18:30~20:00  
場所 市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室  
出席者 参加人数 13名  
議題 家族交流会

1. 挨拶、当会議について、自己紹介
2. 家族交流(家族のこと、日常の悩み、愚痴など)
3. 質疑・情報提供

### 参加者内訳

家族2名 (当事者の父、当事者の母)  
支援者 ビルド(1名) 訪問看護ステーションしんえい(3名) テイクオフ(1名)  
千葉リハビリテーションセンター(2名)  
事務局 障害者支援課(2名) 身体障がい者福祉センター(1名) えくる(1名)

### アンケート結果

よかった9、悪かった0、どちらともいえない0

回収したすべての方がよかったとの回答をいただけた。ご家族お二人の話が中心で、支援者はほぼ傾聴することとなったが、本人から聴く機会があってもご家族からのお話を聴く機会はあまりなく、支援者にとっても良い機会であった。しんえいナースステーションは今回、初めての参加のため、今後の支援者会議にも参加していただけるよう、お声かけしていきたい。

### 次回

令和5年11月28日(火) 18:30~  
高次脳サポート会議

令和6年1月23日(火) 13:00~  
家族交流会・勉強会

主催:市川市  
企画:市川市高次脳機能障がい児・者サポート会議

## 市川市 高次脳機能障がい児・者 家族交流会・勉強会

市川市内にお住まいの高次脳機能障がいがある方  
ご家族向け交流会です。

令和6年1月23日(火)  
13時~14時30分

場所 市川市急病診療・ふれあいセンター2階集会室  
講師 千葉リハビリテーションセンター  
高次脳支援センター長谷川氏 小菅氏

ご家族の日常的なお悩み等をお気軽にお話ししていただく交流会、勉強会です。  
参加希望の方はメール・電話でお申し込みください。  
メールの場合は件名に【市川市高次脳機能障がい児・者家族交流会】と明記してください。  
①メールアドレス ②全員の参加者氏名 ③住所  
④電話番号⑤ご本人との関係(夫・妻・親・子等)を記入して下さい。  
お申し込みは1月14日(日)までお願いいたします。  
当日、急遽欠席になる場合は、必ず事前のご連絡をお願いいたします。  
ご不明な点はお気軽にお問合せください。

申込み:問合せ先 基幹相談支援センターえくる  
TEL: 047-702-5588 メール:ecru@kcd.biglobe.ne.jp

# 第4回いちかわつながり交流研修

## 実施報告

主催：生活支援部会・就労支援部会（市川市自立支援協議会）  
第4回

# いちかわ つながり 交流研修

日時  
2023年9月15日(金)  
午後3～5時

対象  
市川市内で障がい者の支援に関わる職員さん（経験年数 問わず）

場所  
勤労福祉センター 3階大会議室（市川市南八幡2-20-1）

他の法人さんとはどんなことをしているのだろうか。他の事業所にはどんな職員さんがいるのだろうか。自分の日々の業務のことやこれからのことなど、法人の枠を超えて、いろいろな人たちと話をしてみませんか◎？  
地域でのつながりはひとりひとりの財産になるはず！



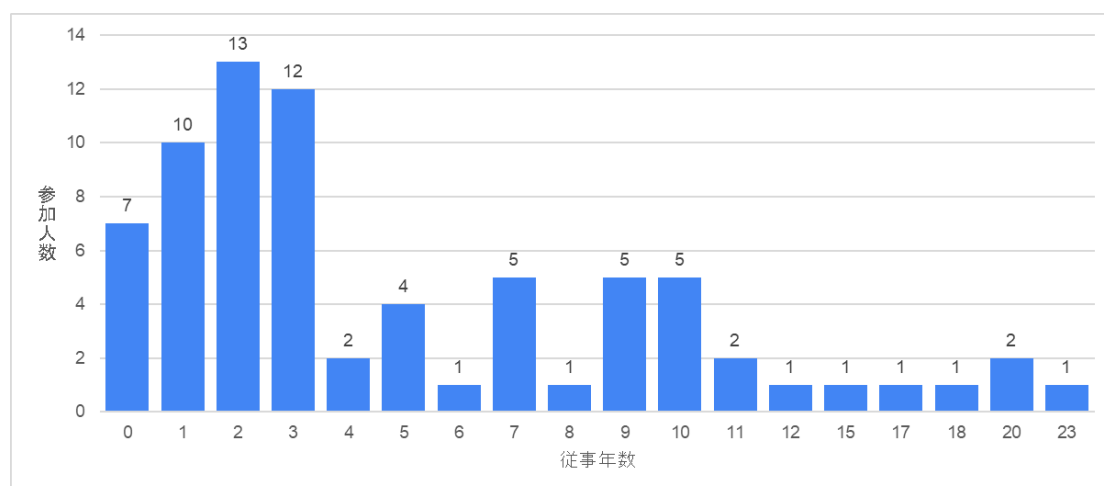
### 当日のスケジュール

- ①参加者名刺交換タイム
- ②参加者紹介 ※ご自身や、自身の事業所・法人の紹介
- ③グループワーク ※経験年数ごとに小グループに分かれます

持ち物 ご自身の名刺  
そのうち10枚の表に“わたしの好きな色”を書いて当日お持ちください  
①で使います。

### ① 参加者状況

参加人数 70人 / 55事業所 / 33法人+千葉県関係、市川市関係等



## ②参加事業所数 事業種別（複数該当有）

GH 14	地活 4	計画相談 1
就労移行 12	生活訓練 2	就労関係 3
B型 8	放デイ 2	相談 4
A型 5	医療機関 1	その他 1
生活介護 2	訪問看護 1	

## ③参加法人

AHC グループ株式会社	ピアてらす	株式会社リボン
NPO 法人 NECST	医療法人	株式会社徳正
NPO 法人 Village（ビレッジ）	一般社団法人 KIRIHARE	社会福祉法人いちばん星
NPO 法人いちされん	一般社団法人 oneness	社会福祉法人サンワーク
NPO 法人エヌフィット	一般社団法人サステイナブル・エイト	社会福祉法人一路会
NPO 法人キルト・ビー	一般社団法人ユニバーサルケア	社会福祉法人市川レンコンの会
NPO 法人ダイバーシティ工房	一般社団法人医療介護ケア協会	社会福祉法人千楽
NPO 法人ほっとハート	株式会社 manaby	
NPO 法人千葉精神保健福祉ネット	株式会社アニス <sup>ホ</sup> ールデ <sup>ィ</sup> ングス	
アーバン不動産情報センター	株式会社クラ・ゼミ	
アビリティーズ ジャスコ株式会社	株式会社ココレポート	
ウェルビー株式会社	株式会社こころの	
ジョブクリエイション株式会社	株式会社よしみケア	

## ④参加事業所

Blue international	グループホーム ワンコといっしょ	マインドセット南行徳
Cocorport 本八幡 Office	グループホームビートル本八幡	ユースキャリアセンターフラッグ
DAYJOB 西船橋	こころの訪問看護ステーション	らいおんハートからだの児童デ イサービス
manaby 行徳駅前事業所	サポートネット国府台	リボン高次脳機能障害センター
アクセスジョブ西船橋	サンワークL事業所 ぱれっと	わおんおえど
あすなろの家	サンワークぴあ	わおんお花茶屋
アビリティーズ ジャスコ南行徳センター	チャレンジドオフィスいちかわ	わおん国府台
ウェルビー西船橋駅前センター	ハウス中国分	わおん市川大野
エヌフィットキャリアカレッジ	パレット行徳	わおん西船橋
がじゅまる+	ビートル舞浜	ワンネス市川
かしわい苑	ビーハック市川奉免町	株式会社アニス <sup>ホ</sup> ールデ <sup>ィ</sup> ングス本社
ギャラリーカフェ霧晴	ビルド	基幹相談支援センターえくる
グループホーム リベルテ秋山	ぼらりす	

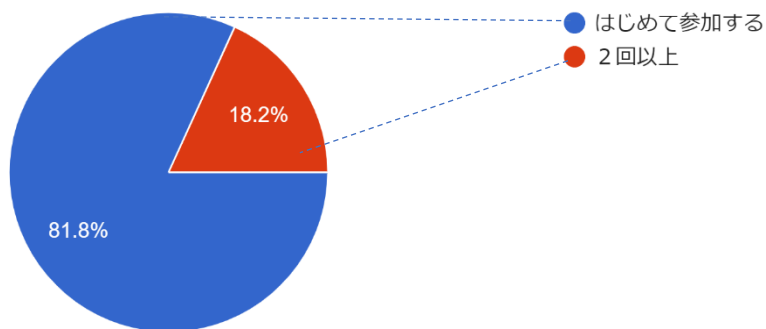


行徳駅前事業所	就業・生活支援センターいちされん
市川公共職業安定所	第2レンコンの家
市川市障がい者福祉センター	ぼると
市川市生活サポートセンターそら	中核地域生活支援センターくらっち
市川保健所	南八幡ワークス
式場病院	里見工房
ピアてらす	福祉支援の家ビーいちかわ、ビー
十彩	あるふぁ
障害者 GH ユニティ行徳	福祉支援の家ビーふらっと

⑤

「いちかわつながり交流研修」に参加するのは初めてですか？

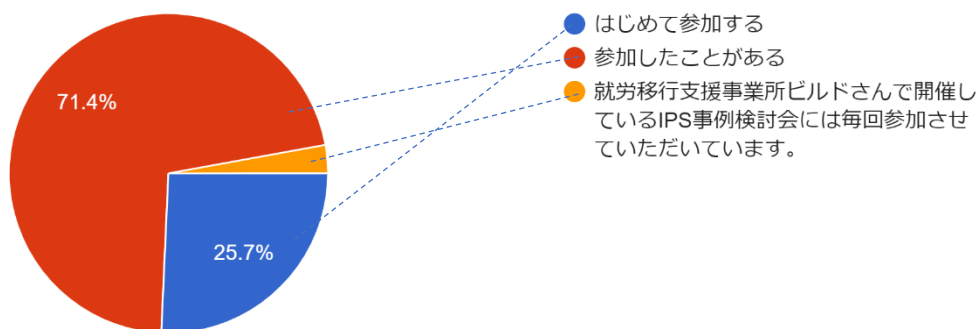
33件の回答



⑥

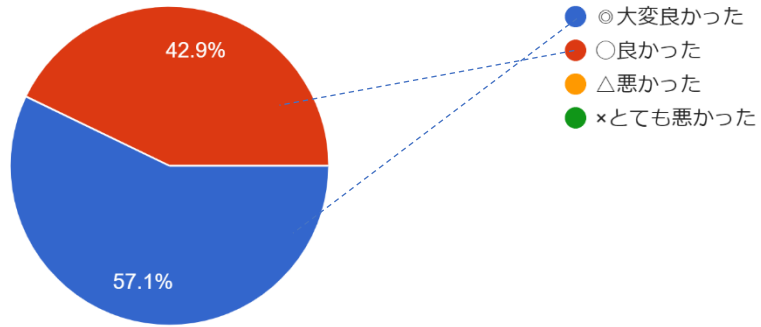
「いちかわつながり交流研修」以外に、ご所属の法...研修会・勉強会への参加頻度を教えてください。

35件の回答



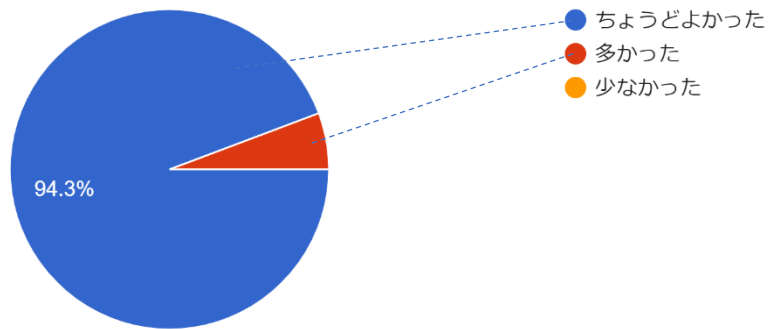
⑦

本日の研修内容について  
35件の回答



⑧

グループワークの人数はいかがでしたか？  
35件の回答



## ◎研修に参加しての感想をご記入ください

- ・普段交流する機会があまりない方々と実際にお会いして話すことができ、勉強になりました。
- ・福祉業界経験年数別のグループ分けは、話しやすくとても良かったです。冒頭に名刺交換タイムがあったので、落ち着いて参加できました。
- ・様々なたくさんの方々とお会い出来て、有意義に過ごせたと思います
- ・今回のグループワークでは主に就労支援に関するお話が殆どだったので、とても良い勉強になった。
- ・同じ市川で仕事をしていても、知らない事業所も多数あり、名刺交換できる機会があることはとても貴重だと感じました。
- ・普段の仕事の上で交わす実務的なコミュニケーションではなく、困っていることなどをよりカジュアルに話せる場というのはなかなかないと思うので、今後も定期的に開催されるといいなと思いました。
- ・他の法人の方が違う事業をやっている方たちだったので、重度の方がいるが働くことを経験させたいのに場がない、どうしたらいいのかアイデアも浮かばない、とお話されていて、自分はずっと就労支援をしてきたのににもできることを伝えられず、まだまだやることがあると感じた。このように違う事業の方の話を聞いたことがよかった。
- ・色々な業種の方とグループワークができ、悩みや解決策等きけて良かったです。
- ・色々な職種の方との繋がりや課題の共有と解決に向けた実相アイデアが聞けたので今後もぜひ参加したいと思いました。
- ・今回はじめて参加させていただきました。
- ・大変有意義な時間をありがとうございました。はじめてお会いする方ばかりでしたが、たくさん名刺交換できてよかったです。グループワークの際に、6人ぐらいのグループの場合、皆さんのお名前と事業所名をすぐに一致させることが難しかったので、3人ぐらいの少人数のグループワークもあると嬉しいと思いました。
- ・普段関わり合いのない事業所の方のお話を聞くことができ、とても勉強になりました。
- ・とても有意義なもので、もっと法人職員を参加させたいと思いました。
- ・関連機関の人と会って話せたのは有意義だった。悩み解決には支援内容が異なるので解決のディスカッションになりにくいので、支援内容別のグループディスカッションがあると良いと思いました。ありがとうございました。
- ・就労継続の事業所、グループホームの事業所の方々と話が出来て良かった。利用者の方との距離感が近くなってしまうこと、こちらの伝えたいことが上手く伝わらない、伝えられない、緊急事態の対応の仕方などに困っていることが伺え、同じ悩みなので皆さんも大変なのが知れました。
- ・他分野の事業所の方と話ができ有意義でした。もっとケアマネさんとか相談支援、生活支援をされている方とGWしてみたいです。
- ・様々な事業所の方々と交流できる場を提供して頂いたことにより、情報交換をはじめそれぞれの職種の方が持つ悩み等を聞くことが出来ました。また、参加者がとても積極的に参加している様子から、他事業所の方とつながりを求めていることを実感しました。とても有意義な研修でした。
- ・今回はグループホームに勤務されている方のお話を多く聞かせて頂きました。やはり高齢化が進み、支

援を必要とする方に対して支援する側の負担が大きく、慢性的な人手不足などつり合いが取れていないといった現状をひしひしと感じました。異業種から新規事業として立ち上げた施設もあり、異業種からの唐突な移動で全くの未経験で何もわからずにわからないまま毎日一生懸命に働いてきたとのことでした。自身も未経験だったことを踏まえると未経験者に特化した講習、事例検討、相談会などがあると安心出来るのではとも感じました。事業所内で行う事が出来れば理想的ですが実際はなかなか手が回らない、本人もどこに誰に聞けばいいかわからないなどがあるかと思われるので、(GWは発表の際にお話しされていた方がいらっしゃったと思いますが)悩みを聞けるそういった場所を提供することの必要性も感じています。自身もまだまだ経験が浅く、支援経験年数の長い方のお話はとても貴重で、普段聞く事が出来ないためとても充実した時間を過ごせました。ありがとうございました。

- ・たくさんの方のお話を聞いて勉強になりました。
  - ・違う職種の方々と関わる事が出来て良かったです。
  - ・名刺交換を皮切りに施設同士の横の繋がりを多少は作れたと感じております。改善点としてはグループワークの話し合う題材をもう少し具体的に決めておく、もしくは話したい題材を事前に募集しておく、2回グループワークをやるなら1回目がレク的なものにして2回目を事例検討などのようなものにするのも良かったかなと個人的には感じました。交流会の最後には日を改めて施設見学に行きたい事業所のアンケートを取ってもらおうと、交流会後に施設見学に行くことがしやすくなり横の繋がりが更に深まるかなと思いました。
  - ・グループワークの時間が短かったので自己紹介で終わってしまい、何かテーマがあると良かったかなと思いました。
  - ・「人の立場を想像して聴く」という事が身に付いていて自然にされている方に出会えて、大きな出来事でした。いちかわつながり交流研修という名で、他市の方がいらっしゃるのには違和感がありました。いちかわを付けないか、市川市の人だけにするか、が良いと思いました。
  - ・ここ数年の新規参入の事業所が増えてきたため、そうした事業所の方との接点を持ちたいと思って参加をしました。幅広い層の方と交流を持つことができとても良かったです。
  - ・グループワーク時ほとんど発言されない方がいたので、なぜ交流研修に参加したのか疑問に思った。
  - ・日頃なかなかお話を伺うことの出来ない事業所の方と“つながり”がることが出来たこと、また知らなかった世界を知れたこと、業務の励みにもつながりました。大変貴重な時間をどうもありがとうございました。
  - ・色々な事業所や立場の方とお話が出来、アドバイスを頂いたり考えを聞く事が出来たので、自分の意欲向上に繋がると感じました。
  - ・他の事業所の様子を聞くことができ、他でも大変なんだということがわかりよかったです。
  - ・ほかの事業所の方となかなか交流できる機会がないので今回参加できてよかったです。
  - ・大変、勉強になりました。
  - ・普段の業務だと関りがない同じ業界の方との話すことで勉強とストレス軽減に繋がった。
- 後半のグループワークは経験年数別で分かれたので安心感や話す機会が多く持てた。
- ・就労移行の事業所以外の他機関との横のつながりが広がったため、是非今後交流のあったの機関の方たちと相談していきたいと思います。
  - ・初めての人や久しぶりの人にも会えて挨拶できてよかった。
  - ・勤務年数ごとのグループ分けて良かったです。
  - ・初心者にとりましては、ありがたかったです。

- ・熱意ある方と実のある話ができ、終わるのが名残惜しくもありました。
- ・なかなか普段ご一緒しない方とも交流できて大変勉強になることが多かった。また、新たな視点も持つことが出来た。久しぶりに大人数で顔をあわせての研修に参加しましたが、対面で交流できるからこそ話せることもあると改めて感じました。

---

## ⑩今後改善してほしい点（時間帯や開催時期、開催方法、運営等）などありましたらご記入ください。

- ・全く話ができなかった人の方が多かったのが残念。でも、時間が限られているので仕方ない、のでしょうか
- ・時間帯を変更していただきたい。
- ・グループワークの時に、話す内容が重度の方と精神の方の話題で、グループ内でも分かれて話すことがあったので、あらかじめ悩み事や聞きたい事などで、アンケートを取りグループを分けていただくと、中身の濃いグループワークになると思いました。
- ・当日は業務の都合により、15分程度遅刻しての参加でした。開始時の挨拶や説明を聞きそびれてしまい残念でした。今後も今回のような開催方法が良いと思います。
- ・改善希望はありませんが、このように定期的に開催して頂けることが大変有難いので今後も宜しくお願い致します。
- ・もう少し時間が取れると良いです。自由時間の名刺交換は苦手です。
- ・全ての方とお話しできたら良かったなと思いました。2時間で、全ての方と話せる参加人数にする、と良いのではと思いました。
- ・勤務時間内の開催でしたので参加しやすく助かりました。もう少し、グループワークのお時間があると嬉しいです。
- ・1グループ6人の時には、グループワークの時間が足りないと思いました。
- ・時間帯は、午後でしたら14時ぐらいの開催が希望です。
- ・GWの時間がもう少し長くほしかったです。
- ・経験年数別に話す時間がもう少しあるとうれしかったです。やはり悩みは似ているので、他の方々がどのようにそういった課題と向き合っておられるのかじっくり伺って、今後活かしたい気持ちがあります。



## ⑪ 今後参加してみたい研修内容があればご記入ください

- ・事例検討をしてみたいです。
  - ・他事業所との連携について。どの事業所にどのような役割があるのかを改めて整理できると、自分の事業所で困りごとを抱え込まずに連携できると思います。
  - ・何かテーマがあって、それについてGWで議論するみたいなのがあると面白いと思いました。
  - ・日中支援型の勉強会
  - ・同じ地域活動支援センターで働く方と名刺交換の時間に少しお話できたのですが、すぐに時間が終わってしまい、もっとお話を聞きたかったので、同じ事業種別の交流会があればぜひ参加してみたいです。
  - ・今回は初めてなので、どのような研修があるか分かりませんが、いろいろと勉強させていただきたいです。
  - ・利用者さんがステップアップして卒業するまでの過程を知る機会があればと思います。
  - ・重層的支援関連
  - ・事例検討会
  - ・他施設の支援員として働く1日体験
  - ・事例検討会に参加したいです。
  - ・同じ内容で、初対面同士、全員と話せる場。
  - ・他の事業種別はわからない部分がありますが、B型においては、新規の事業所が増えてきている中でふくたんに出席する事業所は減ってきており、新規事業所の様子がよくわからなかったり、何か困ったときに協力し合える関係性作りがなかなかできていなかったりすると感じています。(B型だけで集まることにメリットを感じていないのかもしれませんが) 今回グループ内で様々な事業形態の方とお話しすることができたのはとてもよかったです、時には同じ事業形態でなにかグループワークをする場があってもいいかなと思いました。
  - ・また今回の様な交流研修会がありましたら是非参加させて頂きたいです。
  - ・今回のような研修が定期的にあると良いと思います。
  - ・事例検討、事業所間の見学
  - ・高齢分野や計画相談の方々との交流の場
  - ・計画相談の方々とうらみっこなしでぶっちゃけトークできる場
- これ困るんだよねー！っていうことがあればぜひ改善したいので教えてください。悪気無く困らせていることもあるような気がしています。。

## 就労支援部会 開催概要

<b>0 開催概要</b>	
<b>10月20日</b>	<b>第二回就労支援部会</b>
<b>1 課題・問題意識</b>	
<b>① 市内の訓練等給付事業所の増加について</b> 市内に移行支援事業所、A型事業所、B型事業所が増加。 支援課より情報をもらい、会議体への参加を促していく。	
<b>② 各事業所における困難事例の抽出</b> 各事業所の事例聞き取りを実施。ケースのみならず、連携の仕方について等意見あり。 困難ケースの内容は、発達障害対応、高齢化、障がいの重複、多国籍化 等 GSVの有効活用など再度共有した。	
<b>③ ピアスタッフの受け入れ状況について把握</b> ピアスタッフの雇い入れをしている事業所は少なく、ピアスタッフというよりは、1スタッフとして雇い入れしているケースが多い。	
<b>2 上記1に対する方策・取組</b>	
① しゅうたん会議、ふくたん会議の在り方、情報提供の仕方について検討	
② 他機関（相談支援事業所、生活支援機関、高齢者分野等）との連携についての研修が必要 事例検討の場を作る必要もある	
③ ピアスタッフの好事例など情報収集	
<b>3 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの</b>	
① 相談支援部会と合同での事例検討会や勉強会など	
② 高齢者分野と合同での研修会など	
<b>4 その他</b>	
<b>5 関連会議の開催概要</b>	
<b>9-1 就労支援担当者会議（9/20）</b>	
<b>9-2 福祉的就労担当者会議（9/6）</b> B型事業所のためのインボイス制度勉強会	
<b>9-3 福祉的就労担当者会議（11/8）</b>	
<b>9-4 つながり交流会（9/15）</b> 生活支援部会との合同開催	

## こども部会 開催概要

<b>0 開催概要</b>	
	第2回 こども部会 令和6年1月26日(金)に開催予定
<b>1 課題・問題意識</b>	
<p>○R4年度に実施したアンケート調査「円滑な地域支援に向けての課題を探る」から抜粋。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談先が多岐に渡り、分かり難い。</li><li>・どのような相談でも気軽に出来る窓口がほしい。</li><li>・専門職に相談出来る機能を拡充してほしい。</li><li>・分かりやすい相談機関の資料が欲しい。</li><li>・各相談窓口やサービスの周知は進んでいるが、連携協力という繋がりは少ない。</li></ul> <p>○第1回こども部会からの意見等。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育分野（学校関係）との連携が図りにくい。</li></ul> <p>（トライアングルプロジェクト、スマイルプラン、合理的配慮等の推進）</p>	
<b>2 短期的目標</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・相談体制の整備、周知</li><li>・関係者間での情報共有と連携体制の構築</li></ul>	
<b>3 中・長期的目標</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域における障がい児支援の課題の検討</li><li>・障がい児の支援体制の整備と活用</li><li>・子どもに関わる全ての機関、関係者の連携協働体制の構築「切れ目のない支援体制」</li></ul>	
<b>4 上記1を裏付けるデータ</b>	
<b>5 上記1に対する方策・取組</b>	
<p>①市川市内の事業所リストの整備や保護者向けハンドブックの作成を進めた。</p> <p>相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等の事業所リストの完成、周知 (2023年7月完成)</p> <p>②相談先については、新たな機関を設ける前に、既存の「児童発達支援センター」と「市川市こども発達センター」を一次相談の窓口とし、関係者への周知を図った。</p>	
<b>6 取組の成果</b>	
<p>①【市川市】障害児通所支援事業所および相談支援事業所一覧を7月に完成し、市川市公式Webサイトに掲載した。事業所の支援内容に関する情報を増やし、定期的に更新を行っている。</p> <p>②市民からの相談窓口について、第1回こども部会にて、関係機関の委員に周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・部会に出席していた委員には周知を図ったが、各児童発達支援センターへの相談や問い合わせが増えた様子は見られない。</li></ul>	

- ・現在、障害福祉サービス等報酬改定の検討が進められている中でも、「児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実」があげられている。市川市の現状や課題を踏まえた上で、引き続きどのような地域支援が求められるのかを検討していきたい。

## 7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

## 8 その他

## 9 関連会議の開催概要

### 9-1 医療的ケア児等連絡会

第2回 10月26日

- ・医療的ケア児等コーディネータの配置について（令和5年10月1日より配置）
- ・支援者向け研修 令和5年8月24日（木）

「市内で医ケア児が通っている事業所って、どんな場所？ Part1『おひさまキッズってどんな所？』」  
講義の後にグループワークを実施した。

- ・研修会について 令和6年1月18日（木）開催予定

「医療的ケア児等支援のための多職種・施設間連携」

講師：千葉県医療的ケア児等支援センター長石井光子氏

### 9-2 障がい児支援連絡会

第2回 11月1日

- ・支援者向け研修

「学校におけるユニバーサルデザインと合理的配慮について」

講師：指導課 小山田祐介氏

講義の後にグループワークを実施した。

# 市川市障害者団体連絡会

## ◆ 理事会

### 1. 8月理事会

- ① 日時 8月18日 10時半～12時
- ② 場所 市川市ふれあいセンター
- ③ 議題・その他
  - A) 第2回本会議の議題内容の確認
  - B) 障害者週間について
  - C) 新規加入の団体について

### 2. 10月理事会

- ① 日時 10月20日 10時半～12時
- ② 場所 市川市ふれあいセンター
- ③ 議題・その他
  - A) 第3回本会議の議題内容の確認
  - B) 障害者週間で取り組む内容について
  - C) 相談支援の自己プランの多さについての意見交換
  - D) 福祉避難所の在り方についての意見交換

## ◆ 本会議

### 1. 第2回本会議

- ① 日時 9月20日 13時～15時
- ② 場所 市川市ふれあいセンター
- ③ 議題
  - A) 障害者週間について
  - B) 防災訓練について
  - C) その他

### 2. 第3回本会議（予定）

- ① 日時 11月15日 13時～15時
- ② 場所 市川市ふれあいセンター
- ③ 議題など
  - A) (勉強会)改正障害者差別解消法に関わることについて
  - B) 障害者週間で取り組む内容について
  - C) その他

# 共同生活援助について

## 1 共同生活援助とは

- 障害者総合支援法5条17項

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

## 2 指定共同生活援助の3つの類型（定義）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

指定共同生活援助 (いわゆる介護サービス包括型)	日中サービス支援型指定共同生活援助 (H30年4月～)	外部サービス利用型指定共同生活援助 (H26年4月～)
上記のまま。	指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、 <b>常時介護を要する者</b> に対して、 <b>常時の支援体制</b> を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。(213条の2)	指定共同生活援助であって、 <b>当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。</b> (213条の12)

(※ 市川市作成。令和4年12月時点で作成しています。)

### 3 指定共同生活援助の3つの類型（人員、入居定員等）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）

	指定共同生活援助（いわゆる介護サービス包括型）	日中サービス支援型指定共同生活援助	外部サービス利用型指定共同生活援助
管理者	適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。事業所ごとに常勤 <b>1名</b> 必要。 （事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）		
サービス管理責任者	個別支援計画の作成・見直しや、他の従業者に対する技術指導・助言等を行う。 事業所ごとに、利用者が <b>0～30人なら1人</b> 、利用者が <b>31～60人なら2人</b> 必要。		
世話人	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷5」以上必要。（「4：1」、「3：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）
生活支援員	事業所ごとに常勤換算方法で、「区分3の利用者数÷9」+「区分4の利用者数÷6」+「区分5の利用者数÷4」+「区分6の利用者数÷2.5」以上必要。		配置不要。 <b>外部の居宅介護事業所</b> により介護サービスを提供。
世話人・生活支援員の要件等	○障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。 ○事業所ごとに、 <b>夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保</b> するものとする（夜間時間帯は利用者の生活サイクルに応じて設定する）。		
夜間支援従事者	-	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて <b>1人以上</b> 必要。	-
従業者	-	○ <b>1人以上は常勤</b> でなければならない。 ○ <b>常時1人以上</b> の従業者を介護or家事等に従事させなければならない。	-
定員（指定共同生活援助事業所として）	共同生活住居とサテライト型住居の入居定員の合計は <b>4人以上</b> 。		
定員（1つの共同生活住居あたり）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等には2～20人。知事が特に必要があると認めるときは2～30人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）
定員（1ユニットあたり）	2～10人。		
定員（1居室あたり）	1人。利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人も可。（サテライト型住居の場合は1人。）		
その他(1)	-	<b>併設型or単独型の短期入所を必ず設置。</b>	-
その他(2)	-	<b>協議会に定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受け、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</b>	-

(※ 市川市作成。令和4年12月時点で作成しています。)

## 4 厚生労働省通知より

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を**地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る**観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より

## 5 市川市内にある日中サービス支援型指定共同生活援助事業所

事業者名	株式会社アニスピホールディングス
事業所名	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町
事業所番号	1222700401
指定年月日	令和4年12月1日
所在地	市川市奉免町335-3
電話番号	03-6421-2311
入居定員	19人
併設する短期入所事業所の事業所番号	1212702094
併設する短期入所事業所の利用定員	1人



市川市における手続の流れ (令和5年3月24日自立支援協議会にて確定)

	事業者	事務局 (障がい者支援課)	生活支援部会	本会
5月	毎年5月末までに 第1号様式、第2号様式を提出 →			必要に応じ 相談支援部会も加わる
6月			とりまとめて送付 →	幹事会
7月				必要に応じて事業者に 出席を求める 部会
8月				幹事会
9月				必要に応じて事業者に 出席を求める 部会
			評価、要望、助言(案)を確定 ← 送付	
10月				(※ 生活支援部会から本会に諮る) 必要に応じて事業者に 出席を求める このあたりで 本会
11月				評価、要望、助言を確定
12月	協議会から 第2号様式を返却	県協議会に提出		

※ 市町村協議会への定期報告にあたって

設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。  
(県要綱2条3項)

⇒ (条例201条の10第1項の規定もあるので、) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者としては、  
市町村協議会から部会等への出席を求められたときには、それに応じるのは義務であると言ってもいいレベル。

※ その他

市町村協議会等は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。  
(県要綱3条2項)

⇒ お願いレベルになるが、上表以外のタイミングで事業者部に出席を求められることもできる。

# 報告・評価シート

【報告日 令和5年 7月11日】

【評価日 令和 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】														
1 施設概要	事業者名	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町								人員配置		日中			
	指定日	令和4年	12月	1日	世話人		生活支援員								
	所在地	市川市奉免町335-3										7人	5人		
	定員数（共同生活援助）	19人										（常勤換算後）		（常勤換算後）	
	定員数（短期入所）	1人										4人	5人		
	共同生活住居数	2戸										夜間			
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】						世話人（夜間）			生活支援員（夜間）			
	【Aユニット（男性棟）】		9名						7人			5人			
	【Bユニット（女性棟）】		10名						（常勤換算後）			（常勤換算後）			
	【短期入所】		1名						2人			1人			
1-2 職員について	<b>経験年数</b> ・ 管理者 0年 2月 ・ サービス管理責任者 4年 0月 ・ 世話人 0年 0月（平均） ・ 生活支援員 1年 6月（平均）														

項目	【事業所記入欄】				
2 利用者状況 (令和 5年4月30日 現在)	障害支援区分	人数	内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）	
	非該当	0人		身体	総 数： 4人
	区分1	0人			主に日中GHで過ごす人数： 4人
	区分2	0人		知的	総 数： 10人
	区分3	6人			主に日中GHで過ごす人数： 4人
	区分4	5人		精神	総 数： 2人
	区分5	2人			主に日中GHで過ごす人数： 2人
	区分6	6人		難病等	総 数： 3人
	合計	19人			主に日中GHで過ごす人数： 1人
2-2 利用者への 支給決定の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市川市 11人</li> <li>・ 浦安市 1人</li> <li>・ 船橋市 1人</li> <li>・ 柏市 1人</li> <li>・ 松戸市 1人</li> <li>・ 千葉市 1人</li> <li>・ 江戸川区 1人</li> <li>・ 世田谷区 1人</li> <li>・ 伊豆下田市 1人</li> </ul>				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<p>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。 日中に常時スタッフを配置しておりますので、昼食提供、居室清掃、洗濯支援、入浴介助、排泄介助の他、機能維持のためリハビリ歩行・散歩、塗り絵などのレクを実施しております。</p> <p>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 8人</p> <p style="text-align: center;">生活介護 8人</p>	<p>○日中もGH内で過ごす場合、「利用者が望むから」との理由で一日中部屋にひきこもるケースがあると、よく聞きます。できれば、得意なことややってみたいことなどを共にやってみる等、創意工夫をお願いしたい。</p> <p>○人手が大変だと思いますが、入浴などはご本人の要望に応じて欲しい。</p> <p>○地域とつながるため、外部の日中活動サービス利用を、できるだけ継続・促進して欲しい。</p>
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<p>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 周辺の散歩外出、買い物同行支援、おやつ提供などを実施しております。</p> <p>・体験的利用等のニーズに対応しているか。 体験利用者 13人</p> <p>緊急または直接本入居の必要がない場合は原則皆様に体験利用をしていただいております。</p>	<p>○外出や余暇活動は、ご本人の希望にできるだけ応えて欲しいが、GHだけで解決することは難しいので、相談員をはじめ地域と一緒に考えて欲しい。</p> <p>○本入居を前提とした体験利用については、GHの人員体制や職員スキル、GHの設備等を見極めた上で対応して欲しい。他の日中サービス支援型では、体験したが、やはり無理だった・・・というケースをよく聞くので、ご本人の失敗体験を少なくする意味でも、ぜひ「事前に断る」こととして欲しい。</p>

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。</p> <hr/> <p>ユニットごとに日中（土日を含む）は2～3名のスタッフを配置。夜間はユニットごと1～2名のスタッフを配置しております。</p>	<p>○人員配置は守られていると思うが、やはりスタッフの少なさを感じます。特に夜間における緊急対応をどうしているか？家族が対応することが困難なことが想像できるため、個別に連絡先フローなどを作成し対応して欲しい。</p> <p>○相談員や通所先からGHに連絡しても、つながらないケースが多い。管理者やサビ管に常に連絡がとれる体制を整えて欲しい。</p> <p>○開所以来、管理者やサビ管が代わっている。管理者やサビ管が代わったことの連絡が不十分。管理者やサビ管は基本的には、あまり代わって欲しくない。また、スタッフも入れ替わりが多いような気がする。</p> <p>○とても一生懸命働いてくれる外国の方には感謝。</p> <p>○家賃助成などの必要な申請をしっかりとって欲しい。</p> <p>○管理者やサビ管にお願いしたことが、その他スタッフに伝わっていないことがある。</p> <p>○通院同行など、よく対応していただいている。</p> <p>○避難訓練はやっているのでしょうか？</p> <p>○BCPは整っているのでしょうか？</p>				
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <p>・ご家族、地域住民にご参加いただくバーベキュー大会を実施予定。町会参加は当該地域町会長様より法人加入は不要とのことでしたが、引継ぎ交流企画にご案内して関係を深めて参りたいと存じます。</p> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="484 1274 1292 1372"> <tr> <td data-bbox="484 1274 851 1323">受け入れ人数</td> <td data-bbox="851 1274 1292 1323">実 習 生： 0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="851 1323 1292 1372">ボランティア： 0人</td> </tr> </table> <p>開設5か月ですので実績はございませんが、次年度以降、受け入れ対応をして参りたいと存じます。</p>	受け入れ人数	実 習 生： 0人		ボランティア： 0人	<p>○市川市民の入居者が半数と、少なく感じるが、今後の交流の機会に期待したい。</p> <p>○できるだけ市川市民の入居を優先的に考えていただくと、市川市民の住み慣れた地域での生活支援に寄与できると思う。</p> <p>○実習生やボランティアの受け入れは、今後に期待します。</p>
受け入れ人数	実 習 生： 0人					
	ボランティア： 0人					

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <hr/> <p>短期入所実績 1名</p> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <hr/> <p>強度行動障害により他のグループホームを退去しなければならなくなった方の受け入れを行ないました。</p>	<p>○短期入所は、拠点事業の上でも貴重な資源です。他の利用者さんもいるため、大変だと思いますが、引き続き対応して欲しい。困った時に相談できる関係機関との連携をしっかりと整えて欲しい。</p>
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>全ての生活介護事業所と連絡帳の活用や担当者会議などへの参加により常に情報共有と連携に努めております。</p>	<p>○連絡帳の記載内容が、当初と比べると粗くなっている。服薬できたか？睡眠時間はどれくらいか？食事は完食したか？など、通所先と話し合って支援に必要な情報共有をしっかりと行える体制を整えて欲しい。困った時には助け合う仲間になりうるはずです。</p> <p>○とても一生懸命働いてくれる外国の人には感謝ですが、日本語が不自由なこともあると思うので、日本人スタッフとしっかり情報共有して連絡帳などに反映して欲しい。</p> <p>○相談員がご本人の暮らしぶりをモニタリングできているでしょうか？特に、どこにも通所できない場合は、第三者の目が入らず、ご本人の想いをくみとれないのではないかと危惧します。</p> <p>○市川市以外から入居されている方が、何かあった場合の支援体制は整っていますか？</p>

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。)	○GHとして、しっかりモニタリングし、個別支援計画に反映することをお願いします。
	ご提出いたします。	
	(2) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、 実際に事業所（グループホーム）に勤務している方 ご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。	○引き続きお願いします。管理者、サビ管が定着するようお願いします。
	管理者が出席させていただきます。	
	(3) 可能であれば、事業所（グループホーム）における 事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。	○開設以来、様々な困難があったと思いますが、苦情あるいは苦情と思われる事案があったのではないのでしょうか。家族の声は、ご本人の声なき声を代弁してくれていると受け止めると信頼関係もできてくるはずです。（親の言いなりという意味ではありません）ご本人を中心により良い暮らし・人生を歩めるよう、親も含めて努力していくしかないのだと思います。
可能でございます。		
	(4) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切 に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援 協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えて ください。	○第三者委員を設置いただきたい。
	可能でございます。	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	<p>(5) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。</p> <p>-----</p> <p>ウェルビーラーニングを活用した年間の研修計画がございます（4月対人援助、5月虐待防止、6月身体拘束廃止、7月BCP、8月感染症予防、9月精神疾患、10月服薬管理、11月ハラスメント、12月食中毒予防、1月人権擁護、2月障害福祉、3月コンプライアンスと個人情報保護）。また、毎月一回のサービス管理者研修、適宜の救命救急研修などの他、施設単位での介護技術研修を月2回実施しております。</p>	<p>○経験年数が少ない方について、支援力や介助スキル等向上していくには時間がかかると思いますが、リーダー層（サビ管）が、現場に入りながら、根気よく教えたり、職員を励ましたりして頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>○外国人スタッフの方は、日本語でとてもご苦労されると思いますが、日本人スタッフ同様の理解促進をお願いします。</p>
	<p>(6) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。</p> <p>（例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など）</p> <p>-----</p> <p>現在、積極的に各団体の連絡会・協議会へ参加させていただいており、近頃では市内親の会様との交流も盛んになってまいりました。今後も様々な支援団体様や機関との連携を進めて参りたい所存でございます。</p>	<p>○短期入所・拠点事業へ引き続きのご協力をお願いします。</p> <p>○今回の要望・助言・評価についてしっかりご対応・ご回答をお願いします。</p>



# 報告・評価シート

【報告日 2023年7月11日】

【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】											
1 施設概要	事業者名	株式会社ウェリオsocial works								人員配置	日中	
	指定日	2023年	5月	1日	世話人	生活支援員						
	所在地	市川市八幡3-8-10									9人	3人
	定員数（共同生活援助）	15人									(常勤換算後)	(常勤換算後)
	定員数（短期入所）	1人									4.91人	1.93人
	共同生活住居数	2戸									夜間	
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】									世話人（夜間）	生活支援員（夜間）
	【Beans本八幡】	8名									4人	人
	【Beans本八幡 2nd】	8名									(常勤換算後)	(常勤換算後)
		名									1.7人	人
1-2 職員について	<p><b>経験年数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 障がい者・高齢者訪問歯科3年</li> <li>・サービス管理責任者 障害福祉17年</li> <li>・その他 小児科医師(NICU、小児自閉症専門) 37年</li> <li>・世話人 障がい者グループホーム経験者3名 + 障がい者就労関係1名 + 高齢介護3名 + 他未経験2名</li> <li>・生活支援員 看護師2名 + 他未経験1名</li> </ul>											

項目	【事業所記入欄】				
2 利用者状況 (令和5年6月20日 現在)	障害支援区分	人数	内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）	
	非該当	人		身体	総数： 人
	区分1	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
	区分2	1人		知的	総数： 1人
	区分3	4人			主に日中GHで過ごす人数： 1人
	区分4	2人		精神	総数： 6人
	区分5	人			主に日中GHで過ごす人数： 4人
	区分6	人		難病等	総数： 人
	合計	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
2-2 利用者への 支給決定の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川市 4人</li> <li>・浦安市 1人</li> <li>・葛飾区 1人</li> <li>・松戸市 1人</li> </ul>				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<p>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。</p> <hr/> <p>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 1人</p>	<p>○仕事や通所先がない利用者についても、地域へ出での清掃活動などの機会の提供や、買い物支援などを実施していると聞いています。 これからも入居者の生活の広がりを意識した個別の活動を検討、提供していただければと思います。</p>
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<p>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。</p> <p>生活物品や家具の購入に同行し、一人での外出が難しい方にも外出の機会を作るようにしております。</p> <hr/> <p>・体験的利用等のニーズに対応しているか。</p> <p>すべての本入居希望の方に、事前の体験利用をお願いしています。</p>	<p>○利用者の状況や希望に合わせて、買い物同行や外出支援等を行っている と聞いています。グループホーム内での生活だけではなく、外とのつながりや地域生活を意識していたグループホームの姿勢と感じますので、今後も継続していただければと思います。</p> <p>○病院からの退院支援や、触法の方などの支援にも積極的に協力していると聞いています。こういった状況の方はグループホーム利用を検討する際に、長期間の調整が必要となり、通常のグループホームだと利用に至れないケースもありますが、そういった事情にも理解があり、利用者も支援者も安心して相談できている様子が見受けられます。 今後も継続していただければと思います。</p> <p>○すべての職員が一度は本人に関わるようにしているとのことで、今後も続けていただければと思います。</p>
5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。</p> <hr/> <p>24時間職員を配置しております。</p>	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <p>自治会長、民生委員(大芝原自治会)方に開設の際にご挨拶をしております。</p> <hr/> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="472 531 1267 632"> <tr> <td data-bbox="472 531 831 579">受け入れ人数</td> <td data-bbox="835 531 1267 579">実 習 生： 0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="835 582 1267 632">ボランティヤ： 0人</td> </tr> </table> <p>今後、ボランティアの受け入れを予定しております。</p>	受け入れ人数	実 習 生： 0人		ボランティヤ： 0人	<p>○地域との交流は今後も続けていただければと思います。</p> <p>○ボランティアの受け入れも検討されているとのことですので、ボランティアや研修などを積極的に受け入れ（利用者の個人情報への配慮はしていただき）、風通しの良いグループホーム作りを今後もお願いしたいです。</p>
受け入れ人数	実 習 生： 0人					
	ボランティヤ： 0人					
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <hr/> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <p>6月に短期入所の受け入れを予定しております。</p>	<p>○緊急時の相談も複数件受けていると聞いています。緊急時に信頼できる短期入所先が地域の中にあることは、当事者の方にとっても、支援者にとっても大変心強いことと思います。また、その際の外部機関との連携もスムーズに行こなわれていると聞いています。連携を大切に、今後も引き続き短期入所のご相談も受けいただければと思います。</p> <p>○ワンルームという部屋の特徴を生かして、一人暮らし体験としても短期入所の利用相談もさせていただければと思います。</p>				
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>市川市の2つの相談支援事業所や(サンワーク様、心ほっと様)</p> <p>病院のSW様と主に連携をとっています。</p>	<p>○地域の相談支援事業所や、病院のソーシャルワーカーとの連携を常に行っていると聞いています。今後も様々な地域の機関や病院との連携を進めていただき、連携の裾野を広げていただければと思います。</p>				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	<p>(1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。)</p>	<p>○丁寧なアセスメントから本人の言葉を丁寧に聞き取り、個別支援計画の作成がされているのを確認しました。また、グループホームから先の生活についても本人と話をしていると聞いていますので、日中サービス支援型のグループホームではありますが、自立のためのステップとしてのグループホームとして、今後も利用者支援を地域の関係機関とも連携しすすめていただければと思います。</p>
	<p>添付資料をご確認ください。</p>	
	<p>(2) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、実際に事業所（グループホーム）に勤務している方のご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。</p>	<p>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の会議など、様々な地域の会議に出席されていると聞いています。今後も支援に関わっている職員の出席をお願いしたいと思います。</p>
	<p>常勤配置の管理者が参加させていただきます。</p>	
<p>(3) 可能であれば、事業所（グループホーム）における事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。</p>		
<p>随時の見学をお受けしております。</p>		
<p>(4) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援協議会の構成メンバー等を選任することは可能か教えてください。</p>		
<p>可能です。よろしくお願いたします。</p>		

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	<p>(5) 管理者や従業者に対する研修の実施状況について教えてください（回数、内容等）。</p> <hr/> <p>5月20～23日の4日間で初期研修を行いました。 今後半年に一回の社員研修を予定しております。 (ドクター、サービス管理責任者、市川市グループホーム支援ワーカー様を講師として開催しました。)</p>	<p>○事業所内での研修も実施しているとのこと今後も定期的に継続していただければと思います。 直接的な支援のスキルもそうですが、地域の他の事業所やグループホームとつながっていくことも大切だと思いますので、自立支援協議会関連の研修などにも積極的に、ひとりでも多くの職員が参加していただければと思います。</p> <p>○虐待防止研修についても、継続的定期的実施していただければと思います。</p> <p>○管理者やサービス管理責任者については、地域の様々な機関と顔が見える関係になっており、連携もスムーズに行われていると思います。こういった地域と顔がつながっている職員を事業所としてさらに増やせるよう、引き続き外部研修への参加や、会議への出席をお願いしたいと思います。</p>
	<p>(6) 市川市では、面的な体制として整備する方向で、地域生活支援拠点等の整備を進めています。この趣旨をご理解いただき、面的な体制の一部として、地域の障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援体制づくりに、可能な限りにおいてご協力いただけますか。 (例：緊急時の短期入所利用の受入れ、病院や施設から地域生活へ移行するための地域生活の体験の機会の提供など)</p> <hr/> <p>はい、ご協力をさせていただきます。 病院からの地域移行対象者を積極的に受け入れて参ります。</p>	<p>○病院からの地域移行支援や、触法の方の相談、緊急短期入所の相談など、地域の中で、とても重要な支援を行っていただいていることかと思えます。このことは地域の中でとても貴重で心強い社会資源となっています。 引き続き、様々な機関からの利用相談に対応していただければと思います。 また、その中で感じた連携の課題や地域の課題なども、地域に発信していただければと思います。</p> <p>○緊急時の救急・消防等の連絡体制があればと思う。</p>

(参考資料：千葉県条例の抜粋)

## 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針、人員、設備、運営に関することについて

(※ この資料は、千葉県条例のうち、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する部分を抜粋したものです。)

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成 24 年 12 月 21 日千葉県条例第 88 号

(最終改正：令和 5 年 7 月 21 日条例第 28 号)

## 第 1 章 総則

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準命令」という。)の例による。

## 第 2 章 指定に係る申請者の資格

(指定に係る申請者の資格)

第 3 条 法第 36 条第 3 項第 1 号(法第 37 条第 2 項及び第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

## 第 3 章 指定障害福祉サービス事業者の一般原則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第 4 条 指定障害福祉サービス事業者(第 5 章、第 6 章及び第 10 章から第 17 章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

## 第 17 章 共同生活援助

### 第 5 節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

## 第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 201 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 201 条の 3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 201 条の 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除した数以上
  - 二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
    - イ 区分命令第 1 条第 4 号に規定する区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数
    - ロ 区分命令第 1 条第 5 号に規定する区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数
    - ハ 区分命令第 1 条第 6 号に規定する区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数
    - ニ 区分命令第 1 条第 7 号に規定する区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数
  - 三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
    - イ 利用者の数が 30 以下 1 以上
    - ロ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の夜間支援従事者を置くものとする。
  - 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
  - 4 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - 5 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。



(準用)

第 201 条の 5 第 197 条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第 3 款 設備に関する基準

(設備)

第 201 条の 6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は 4 人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上 10 人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は 20 人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 20 人（知事が特に必要があると認めるときは 30 人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 30 人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2 人以上 10 人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 一の居室の定員は、1 人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とする。ことができる。
  - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上とすること。

### 第 4 款 運営に関する基準

(実施主体)

第 201 条の 7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第 99 条に規定する指定短期入所（第 100 条第 1 項に規定する併設事業所又は同条第 3 項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第 201 条の 8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

- 第 201 条の 9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
  - 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
  - 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

- 第 201 条の 10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

- 第 201 条の 11 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 198 条の 6 まで及び第 199 条の 3 から第 200 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 199 条の 3」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条」とあるのは「第 201 条の 11 において読み替えて準用する第 60 条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号まで中「次条」とあるのは「第 201 条の 11」と、第 94 条第 1 項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決

定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

↓※以下、準用↓

（内容及び手続の説明及び同意）

第 10 条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 32 条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定による書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第 12 条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第 13 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（受給資格の確認）

第 15 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第 16 条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 17 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第 18 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第 21 条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第 1 項から第 3 項までに掲げる支払については、この限りでない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第 24 条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第 22 条第 2 項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 29 条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 34 条の 2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 36 条の 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

い。

- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

#### （秘密保持等）

- 第 37 条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

#### （情報の提供等）

- 第 38 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

#### （利益供与等の禁止）

- 第 39 条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

#### （苦情解決）

- 第 40 条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、知事又は市町村長から求めがあった場合には、前 3 項の改善の内容を知事又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

- 第 41 条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
  - 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (虐待の防止)

- 第 41 条の 2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - 三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### (会計の区分)

- 第 42 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

- 第 55 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第 60 条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第 4 項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
  - 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第 2 項から第 7 項までの規定は、第 8 項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(相談及び援助)

第 62 条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(管理者の責務)

- 第 68 条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守さ

せるため必要な指揮命令を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 72 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第 76 条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

- 第 77 条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。
- 一 第 60 条第 1 項に規定する療養介護計画
  - 二 第 55 条第 1 項に規定するサービスの提供の記録
  - 三 第 67 条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 四 次条において準用する第 36 条の 2 第 2 項に規定する身体拘束等の記録
  - 五 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
  - 六 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

- 第 90 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- 一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
  - 二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

- 第 92 条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。



二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

(掲示)

第 94 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(利用者負担額に係る管理)

第 157 条の 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(管理者)

第 197 条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(入退居)

第 198 条の 2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の

生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第 198 条の 3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第 198 条の 4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活援助事業者は、前各項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第 2 項において準用する法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 5 指定共同生活援助事業者は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 198 条の 5 指定共同生活援助事業者は、第 201 条において読み替えて準用する第 60 条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助

の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (サービス管理責任者の責務)

第 198 条の 6 サービス管理責任者は、第 201 条において準用する第 60 条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

#### (運営規程)

第 199 条の 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

第 200 条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員

の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 5 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(支援体制の確保)

第 200 条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 200 条の 3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 200 条の 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。